

平成30年第4回睦沢町議会定例会会議録

平成30年12月6日（木）午前9時開会

出席議員（14名）

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	鈴木庄一	まちづくり課長	鈴木政信
税務住民課長	田邊浩一	福祉課長	川越康子
健康保険課長	石井安邦	産業振興課長	手塚和夫
会計管理者	秦悦子	総務課副課長兼 財政班長	秋葉秀俊
総務課主査兼 総務班長	池澤竜二	睦沢町農業委員会 事務局長	手塚和夫
教育長	今井富雄	教育課長	白井住三子
選挙管理委員会 書記	鈴木庄一	代表監査委員	生田昌司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 幸夫 書 記 内山 裕介
書 記 麻生 健介

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 厚生文教常任委員会調査結果報告
- 日程第 4 請願第 1 号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする
意見書の千葉県への提出を求める請願書
- 日程第 5 認定第 1 号 平成 29 年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について
- 1 平成 29 年度睦沢町一般会計歳入歳出決算
 - 2 平成 29 年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 3 平成 29 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - 4 平成 29 年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 5 平成 29 年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算
 - 6 平成 29 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (決算審査特別委員会委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 承認第 1 号 損害賠償額の決定及び和解に関する専決処分の承認について
- 日程第 8 承認第 2 号 平成 30 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 4 号) の専決処分の承認について
- 日程第 9 議案第 1 号 睦沢町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 2 号 町道路線の廃止について
- 日程第 11 議案第 3 号 平成 30 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 12 議案第 4 号 平成 30 年度睦沢町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- (町長提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 追加日程第 1 発議案第 1 号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象に
することを求める意見書の提出について

◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第4回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による第2回定例監査結果報告及び例月出納検査の結果について、平成30年7月分から9月分までの報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

また、教育委員会教育長より、睦沢町園小中一貫教育基本方針（案）の資料の提出がありました。こちらもお手元に配付してありますので、ご確認をお願いいたします。

◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告を行います。

11月22日に議会運営委員会が開催されております。

内容について、11番、中村 勇委員長から報告があります。

中村 勇委員長。

○議会運営委員長（中村 勇君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会からご報告をいたします。

去る11月22日木曜日、午前9時から正副議長室において、議長出席のもと議会運営委員会を開催し、平成30年第4回睦沢町議会定例会の日程及び会議の運営方法について協議をいたしました。

本定例会の日程について、お手元に配付の予定表によりご説明を申し上げます。

日程第1といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。日程第2といたしまして、会期の決定を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、協議の結果、本日1日としたいと思っております。日程第3といたしまして、閉会中の継続審査に

ついでに報告を厚生文教常任委員会委員長よりお願いいたします。日程第4は、請願書について、委員会付託を省略し本会議で審議をお願いいたします。日程第5は、9月定例会において決算審査特別委員会に審査が付託されておりました平成29年度各会計歳入歳出決算認定についての、その審査結果について委員長報告を受けた後、質疑、討論、採決を行います。日程第6では一般質問を行います。今期定例会には4名の議員が通告をされております。日程第7以降で審議していただく案件ですが、承認2件と議案4件でございます。この承認及び議案につきましては、それぞれ上程、説明を受けた後、質疑、討論、採決を行います。なお、採決の方法は起立によりお願いをいたします。

以上が議会運営委員会での決定事項であります。

円滑な定例会が運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力をお願いいたしまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君） ここで町長からご挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第4回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

師走に入り、暖冬を予想させるような暖かな日が続いておりましたが、一転、またこの後、寒気の到来もあるようで、寒暖の差も大きく、体調管理が難しい毎日ではございますが、1年という時の早さを改めて感じているこの頃でございます。

議員各位におかれましては、日ごろより町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、町政の基本政策でありますまち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向け、健康と活力のある睦沢を創生する道のりを着実に進める1年として参りました。議員各位には様々な政策の遂行に当たりまして多くのご指摘、ご提案をいただきましたことを、改めて御礼を申し上げます。引き続き、ご指導、ごべんたつを賜りたくお願いを申し上げます。

さて、本定例会でご審議いただく案件につきましては、平成29年度各会計決算の認定、専決処分の承認2件、監査委員条例の一部改正、町道路線の廃止、一般会計などの補正予算に

ついてでございます。慎重審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告をさせていただきます。

まず、町の子育て支援の推進につきましては、議員各位からもご意見を多くいただいております。現在、関係各課からの状況を踏まえまして、ワンストップのあり方などについて先行事例も参考に検討を始めているところであります。概要がまとまり次第お示しをさせていただきますと存じております。

次に、産業振興課所管の長生農業独立支援センターについてご報告いたします。

長生農業独立支援センターは、長生郡6町村と長生農協が連携し、管内の農業のかさ上げの一環といたしまして、新規就農者の支援と定着を推進する機関として設立が決定いたしました。

経費につきましては、設立準備経費と運営経費に分けられまして、平成30年度の設立準備に係る経費といたしましては、初期費用として236万6,024円を、6町村と長生農協で7分の1の均等割で負担し、それぞれの負担金は33万8,003円となります。次に、運営経費でございますけれども、766万4,851円、これを睦沢町、長南町、長柄町、長生村が10%、一宮町が15%、白子町が20%、長生農協が25%の負担割合で、本町の負担分は76万6,485円、合計の負担金は、本町でございますが、110万4,488円であり、今回の議会定例会に補正予算を提案させていただきましたので、よろしくをお願い申し上げます。

なお、この長生農業独立支援センターの設立に当たりましては、長生農協へ睦沢町へのメリットを求めたところでございます。その結果としまして、かずさ有機センターのたい肥の販売とちばエコ米のむつざわ米ですね、有利販売を進めるという回答をいただきました。ということで、今後もJAと行政、それぞれが向上する確認をしたところでございます。

以上でございます。よろしくをお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

◎教育長行政報告

○議長（市原重光君） 次に、教育長から行政報告があります。

今井教育長。

○教育長（今井富雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、日ごろより町教育行政の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

教育委員会では、昨年7月に教育振興基本計画の一部を見直し、園小中連携教育から一貫教育を目指した取り組みを行うことを明記し、これまで教育委員会において調査、研究、協議を重ねて参りました。

また併せて、町民ワークショップにおいては、睦沢町らしい学校を念頭に、どのような子供に育てて欲しいのか、また教職員ワークショップにおいては、本町の子供たちに身につけて欲しい力の柱は人間力、社会力であると捉え、その上で、義務教育終了時まで必要とする具体的な力について協議を行いました。

このように、それぞれの立場での熟議を重ね、経て、意見集約を行い、園小中一貫教育の教育目標を自己の生き方を考え、広く郷土の発展に主体的にかかわれる人材の育成とし、子供たち、保護者、地域住民を含む子育てにかかわる全ての人がイメージしやすい15歳の姿として、自ら一步を歩み出す15歳といたしました。

近年、AIに象徴される技術革新は目覚ましい進歩を遂げ、国際化もますます浸透してきています。これまでの考え方だけでは乗り越えられない時代が、予測のつかない早さで差し迫っています。このような時代の中に、力強く生き抜くために必要な力を、睦沢で生まれ、睦沢で学び、睦沢で育つ子供たちにつけさせたいと考えています。そのためには、睦沢で求めている人間力や社会力を身につけた子供たちに育てていかなければなりません。それは、変化を柔軟に受けとめる力とともに、未来を創造していく力を備えた子供たちに成長させることだと考えております。

そして、このような子供たちを育てていくために、0歳から15歳の子供たちにどのような教育を施していくのか、具体的に明示し、睦沢町園小中一貫教育基本方針（案）を策定いたしました。本日、お手元に配付をさせていただいております。この基本方針は、今後パブリックコメントにより広く町民の方々等からのご意見をいただき、年明け2月には完成を予定しております。

なお、基本方針の内容については、園・小・中の教職員に周知を行うとともに、教育課程についての研究を重ね、2020年度より現行のこども園、小・中学校施設をそのまま利用する施設分離型の形態により、小・中学校においては併設型の一貫校としてスタートする予定でございます。本町においては、子供は地域とともに育てるという考えのもと、コミュニティ・スクールが一貫教育の土台になり、全ての関係者が同じ方向を向き、取り組んでいく必要があると考えております。ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本日お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより、議長から指名いたします。7番、清野 彰議員、8番、今関澄男議員の両名を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定しました。

◎厚生文教常任委員会調査結果報告

○議長（市原重光君） 日程第3、厚生文教常任委員会調査結果報告を行います。

10番、中村義徳委員長より報告願います。

中村義徳委員長。

○厚生文教常任委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

お手元に配付してあります資料に基づきまして報告を申し上げます。

平成30年12月6日、睦沢町議会議長、市原重光様。

厚生文教常任委員会委員長、中村義徳。

委員会調査報告書。

本委員会は、所管事務等について下記のとおり調査を実施したので、睦沢町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

1、調査事項。

こども園・小学校・中学校の一貫教育について。

2、調査の目的。

継続的な調査研究をもって課題等の検討を行う。

3、調査の経過。

第1回 日時、9月25日（火）午後2時開会。

場所、睦沢町中央公民館視聴覚室。

案件、こども園・小学校・中学校の一貫教育について。

出席者、（町教育委員会）今井教育長、白井課長、久我主幹、小高副課長。

（議会）市原重光議長、中村義徳委員長、岡澤宏一委員、伊原邦雄委員、
久我真澄委員、田中憲一委員、中村幸夫事務局長。

第2回 日時、11月22日（木）午前11時20分開会。

場所、厚生文教常任委員会室。

案件、調査結果の取りまとめ。

出席者、市原重光議長、中村義徳委員長、田邊明佳副委員長、岡澤宏一委員、麻
生安夫委員、伊原邦雄委員、久我真澄委員、田中憲一委員、中村幸夫事
務局長。

4、調査の内容ですが、そこにたくさん書いてありますので、後程ご覧をいただきたいと
思います。

5、調査の結果。

これからの園小中一貫教育実施に向け、「睦沢町園小中一貫教育基本方針」を平成31年2
月をめどに策定するに当たり、各種勉強会、委員会、協議会など関係者・関係機関との協議、
現地視察を重ね慎重に基本方針の策定に向け事務を進めている。

平成31年3月には、学校施設整備基本構想策定に向けた検討業務も完了し、来年度以降策
定業務に入る予定となっていること。また、決算審査特別委員会において必要な都度議会に
対し説明及び協議をしながら事業を進めることを、指摘要望事項で決定されたところである。

以上のことから、厚生文教常任委員会としては、園・小・中の施設一体型で、義務教育学
校及び地域に開放出来る図書館などを備えた複合施設も視野に入れた検討が望ましいとし、
なお今後の対応については、当委員会の調査結果を踏まえ議会全体で園小中一貫教育に係る
施設整備について検討を重ねていくよう議長に依頼することとした。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

ただいまの委員長報告で、今後の調査については、議会全体で検討したい旨の報告がされました。

また、同委員長から今後の調査方法についての依頼が私宛てに提出されております。

したがって、この件に関しましては、本日の定例会終了後に全体会議を開催をし、そこで協議をお願いしたいと思います。これにご異議はありませんか。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 今後の協議ということについては全然異議はないわけですが、一応、これを無条件でよしということには、私の意見としてはなりませんので、ちょっと聞いていいですか、1点だけ、委員長に。

○議長（市原重光君） はい。

○12番（市原時夫君） 今後の議会での検討を重ねていくということの結論でよかったんじゃないですか。要するに、教育委員会の基本方針（案）よりも踏み込んだ内容になっておりますよね。だから、様々な議員の考え方もあるわけで、色々検討しましたということで、さらにこの成果を議会全体でということで結論にしたほうがよかったのではないかなど。

私としてはまだまだ内容的に全面的に賛成出来るものではないという意見もありますので、そういうふうにしたほうがよかったのではないかなど思ったのです。それでお聞きをしたいと思います。

それともう一つ、やっぱりこういう重要な問題について、委員会で議会としてしっかり検討しようということで議会の積極的な役割を果たしているということについては、やっぱりこれ、大きく評価をして、こういう色々な問題で自主的に主体的に議会がかかわって色々意見を述べるという、その役割という点で、私は大事な委員会調査結果ではなかったかなというふうに、その辺は評価しておりますので、一応、終わらせていただきます。

○議長（市原重光君） 今の市原時夫議員から、中身の事についてというお話がありましたから、委員長、その辺のところをご答弁をお願いいたします。

中村厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（中村義徳君） 確かに、1回の調査で結論を出すのは早いと言われれば早いかもしれませんが、私ども今期の任期も少なくなっております関係から、一応、委員

会として調査をしたので、結果は出さなければならないということから、こういう結果になりましたけれども、あとは、大変重要な問題ですので、議長にお願いをして、議会全員でというようなことの結果報告としてございますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（市原重光君）　そういうことでよろしいですか。

そうしますと、私、これを預かることになりますから、これからこの件については全体で、今、市原時夫議員のお話のように、中身をよく精査した中で、個々の考え方を示していくということで、全体的に最後はまとめるということで考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

そういうことで、この件についてはご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

したがって、本日の定例会が終了後に全体会議を開催し、協議をすることに決定をいたしました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君）　日程第4、請願第1号　精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書を議題といたします。

職員に請願書を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

次に、紹介議員の説明を求めます。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君）　おはようございます。

それでは、説明を述べさせていただきます。

現在、精神障害者の置かれております状況は大変厳しいものがあります。平成28年に、千葉県精神障害者家族会連合会が行いましたアンケート結果を見ますと、本人の年齢は40代以上が7割に達し、家族の高齢化も進んでおります。病名は統合失調症が87%と多く、通院治療は9割の方がされているようであります。収入は、障害者年金が主なもので、就労による

賃金は少なく、ほとんどの方は親など家族に頼らざるを得ません。そして、その親も高齢化しており、将来が不安であると大多数が回答しております。

同じ障害者でも精神障害者は、身体や知的の方々と比べて差別されているケースが多くあります。共同通信社の10月の調査による鉄道運賃の割引を例にとりますと、JR及び私鉄大手22社のうち、精神障害者の割引を認めているのは、西日本鉄道の1社のみでありました。関係者の懸命な訴えで、路線バスや日本航空、全日本空輸などで徐々に割引導入が拡大してきておりますが、全体としてはまだまだであります。精神障害者の経済的負担を少しでも解消し、より健康になって家族を安心させてあげたい。健康に近づけば、本人の社会参加につながることも出来ます。

そのような意味でも、精神障害者を千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象に適用するよう強く要望します。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君）　　ここでお諮りをいたします。

ただいま議題といたしました請願書につきましては、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し、本会議で決したいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　　異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君）　　ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「賛成討論」の声あり）

○議長（市原重光君）　　市原時夫議員、賛成討論どうぞ。

○12番（市原時夫君）　　この請願書に賛成の立場で討論をしたいと思っております。

障害者の方々、この場合は精神障害ですが、身体障害を含めまして様々な不利な条件に置かれているということで、この団体の方々が少しでも改善をしていただきたいという請願の項目、もう当然であります。

ただ、今、大問題になっております公的機関で雇用が守られていないと。せっかく一定の働ける条件が出来ても、公的機関がそういう生活、それから生きる希望、そういうものの法

的なものを守られていないという実態もあるわけであります。こうした請願書が採択されることによって、様々な障害者が今抱えている問題を解決する方向に政治が、社会が向いていくということを期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これから採決を行います。

請願第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定をいたしました。

◎認定第1号の上程、審査報告、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第5、認定第1号 平成29年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました平成29年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定については、第3回9月定例会において、その審査を決算審査特別委員会に付託したところであります。決算審査特別委員会の審査結果について、10番、中村義徳委員長から報告願います。

中村義徳委員長。

○決算審査特別委員長（中村義徳君） それでは、平成30年決算審査特別委員会審査結果報告書。

平成30年12月6日、睦沢町議会議長、市原重光様。

決算審査特別委員会委員長、中村義徳。

平成30年第3回睦沢町議会定例会において、審査を付託された平成29年度睦沢町一般会計決算外5特別会計決算の審査を、下記のとおり行ったので報告いたします。

記

1、審査の対象。

平成29年度睦沢町一般会計決算、平成29年度睦沢町国民健康保険特別会計決算、平成29年度睦沢町農業集落排水事業特別会計決算、平成29年度睦沢町介護保険特別会計決算、平成29年度かずさ有機センター特別会計決算、平成29年度睦沢町後期高齢者医療特別会計決算。

2、審査の経過。

第1回決算審査特別委員会。日時、平成30年9月7日（金）本会議休憩中。場所、役場3階、議場。

（1）特別委員会構成の決定。

議員全員による決算審査特別委員会。委員長、中村義徳。副委員長、中村 勇。副委員長、今関澄男。副委員長、田邊明佳。

（2）審査方針の決定。

審査方針は、予定された事務事業が計画どおり執行されたか、またその効果等について審査を行った。

（3）審査方法の決定。

①審査方法は、特別会計を含め、各常任委員会所管の事務事業ごとに審査を行うものとした。

②一般会計の歳入は、原則として、総務経済常任委員会所管の事務事業の審査の際に、一括して説明を受けることとした。

③歳入に関する質疑等は、その歳出を所管する事務事業の審査の際に行うものとした。

④審査の順序は、最初に関係課長等の説明を受けた後、質疑を行うこととした。

⑤関係課長等の説明は、質疑に十分な時間をとるため、簡潔に要点説明とした。

⑥必要に応じて、班長等の出席を認めることとした。

（4）審査日程の決定。

平成30年10月18日（木）、19日（金）の2日間。

第2回特別委員会。日時、平成30年10月18日（木）午前9時から。

審査内容。

（1）総務経済常任委員会所管の事務事業の審査（農業集落排水事業特別会計及びかずさ有機センター特別会計を含む）。

（2）厚生文教常任委員会所管（教育委員会所管を除く）の事務事業の審査。（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計を含む）。

（3）現地調査の実施箇所の決定。

第3回特別委員会。日時、平成30年10月19日（金）午前9時から。

審査内容。

（1）厚生文教常任委員会所管（教育委員会所管）の事務事業の審査。

(2) 審査結果の取りまとめ。

(3) 現地調査。

①むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業、道の駅・住宅PFI事業設計〔上之郷・森地先〕

②文教施設整備事業、こども園舎増築工事〔上之郷地先〕

③文教施設整備事業、小学校普通教室等大規模改修・学童保育含む〔小滝地先〕

(4) 採決、審査結果報告書の承認。

3、審査会場。役場3階302・303会議室。

4、審査結果。

慎重審査の結果、平成29年度陸沢町一般会計決算外5特別会計決算については、指摘要望事項を付して、原案のとおり認定することに決定をした。

5、指摘要望事項。別紙のとおり。

別紙、指摘要望事項。

1、一般会計決算の中で、委託料の割合が9.28%を占めている。業務委託は民間活用や専門的分野など考慮の上と認識しているが、業務内容による契約方法など委託料の削減について、再度検討の上、事務事業の執行に努められたい。

2、園小中一貫教育に向け準備が進められているが、陸沢教育の基盤であることから、必要な都度、説明及び協議の上事業を進められたい。

3、かずさ有機センターは、本町と一宮町との共同で運営しているが、近年畜産農家の減少やたい肥散布面積の減少などにより、厳しい経営状況が続いている。周辺自治体との共同運営や民間の活用など早期の改善策を検討されたい。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ただいまの報告は議員全員による決算審査特別委員会の審査結果の報告であります。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。これにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略いたします。

これより討論を行います。

最初に、平成29年度陸沢町一般会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 平成29年度陸沢町一般会計決算への反対討論を行います。

本決算は、2011年の福島原発事故以後広がった太陽光発電など自然エネルギーの活用が改めて認識をされる中、家庭用への太陽光パネル設置への助成を引き続き行い、安全、環境に優しいエネルギー利用の一端になっております。また、地域電力会社の設立など、エネルギーの地産地消の促進など、地域分散型エネルギーの確保に取り組んでおります。これらの施策は、今年の北海道胆振東部地震での道内全域での停電での被害が広がった原因に、電力の一極集中型があったことなどでも、この重要性が証明をされているわけであります。

住宅リフォーム助成での継続では、循環型地域経済活性化などで成果を上げていると考えます。

子ども医療費の一部負担金の解消、また、利用学童が増大している学童保育への移転計画など、今年度は実現したわけであります。利便性が向上していること、小学校の普通教室へのエアコン設置など、今年の猛暑の中でまさに児童に喜ばれており、こうした施策については、私は大いに評価をするものであります。

一方、町のまさに選択と集中という流れの中で、多額の財政を投入しているスマートウェルネス事業は、町の、先程提出をされました陸沢町財政計画を見ても、今後の計画上では歳出超過を招く原因の一つとなっていると考えられます。

この財政計画によれば、平成29年度膨れ上がった財政調整基金一つを見ても、11億8,900万円が平成33年度は3億5,000万円に激減するとしております。私は、道の駅など他市の成功例から見ても、実際の交通量や確実なところから出発をすべきだと主張してきましたが、町は交流人口からさらに関係人口へと観光を進め、それが定住人口につながるという計画で進めてきているわけであります。ただ、いまだ町独自の大量の集客を見込める商品、サービス、そして町農業発展につながる決定打は認められません。また、観光客向けの交通整備の前に、住民の身近な足の確保の充実にこそ、取り組むべきではないかと考えております。

総合運動公園の新たな指定管理による中で、利用人口の増大の一方、スポーツ観光の推進の中でスポーツ聖域論は住民の利便性を阻害するなどの問題も引き起こしました。

このように、私は個々の事業での評価を惜しむものではありませんが、町の中心的事業がスポーツ、レクリエーションなど観光、交流人口の拡大に一方向的に突き進むのではなく、町

民の福祉、暮らしを守ること、歴史的に培ってきた小さな自治体だからこそ出来る子育て支援の施策を中心に、高齢者も若い世代も定住したくなるまちづくりをすべきではないかと提案をいたし、反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 平成29年度睦沢町一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論を行います。

まず、歳入では、自主財源の確保についてであります。

国では、景気は緩やかな回復基調にあると発表していますが、本町財政は依然として地方交付税等の依存財源に頼らざるを得ない厳しい状況下にあるものの、町税の収納関係においては、接触困難な滞納者の対策として、休日徴収及び夜間徴収や茂原県税事務所との共同催告、さらには税務班全体での集中的な臨戸訪問、預金や給与の差し押さえにより、徴収率は前年度よりも増加しております。引き続き、税の徴収の公平性からも、適正な手続による財源確保に努めていただきたいと思います。

また、一時的な町民税の増額や多額のふるさと納税がありましたが、今後の財政運営を考慮し、特定目的基金への積み立てをするなど、適正な財源確保に努めているところも評価をいたします。

次に、歳出についてであります。

政策分野1のふるさと納税につきましては、返礼品を工夫したり、努力は見られますが、件数が減少傾向にあります。総務省の厳しい措置等が取り沙汰されていますが、町の貴重な財源であり、睦沢町をPRするための役目を担っているものですので、引き続き努力されることを要望いたします。

また、担い手農家が減少している中、農村環境保全として多面的機能支払交付金事業等を活用し、農業が有する多面的機能が十分発揮出来るよう、地域協働による地域資源の保全を行うとともに、かずさ有機センターのたい肥の活用により循環型農業の推進を継続し、活力ある農業の再生と活性化に努めていることは評価するところであります。今後は新たな農産物の生産、6次産業化の発展を期待しております。

政策分野2では、若者世代が本町に住むための土地や住宅の取得補助金及び賃貸住宅の家賃補助金を交付し、経済的負担の軽減を図り、安定の促進につなげ、一定の成果も見られました。

政策分野3では、子ども医療費の助成を実施し、高校生までの完全無料としているところにつきましては、大変評価するものでございます。これは若い世代が安心して子育てが出来、子供に優しいまちづくりの実現に寄与するものと思います。

このほか、仕事と子育てが両立出来るようこども園においての時間外保育や一時保育の実施により、多様化する保護者のニーズに対応するよう努力するとともに、待機児童ゼロを継続していることは評価に値するものです。

政策分野4では、国庫支出金を的確に充当しつつ、スマートウェルネスタウン拠点整備事業について、平成31年度の供用開始に向け、時代に合った地域づくりが着々と形となっていくのを見て、本施設が本町の活性化のための起爆剤となり、交流人口及び関係人口の増加につながることを大いに期待をしております。

また、教育については、学校再編により平成30年4月に開校した睦沢町立睦沢小学校の普通教室へのエアコン設置も含めた大規模改修を実施し、子供たちのよりよい教育環境を実現するための努力に対して、大変評価するところであります。今後も子供たちの将来を一番に考え、鋭意努力されることをお願いいたします。

そして、町では、課や部署の枠を超えてチーム編成を組み、縦割りだけでなく横連携のとれた運営に努めていると言われていましたが、子育て支援制度などについては担当機関による切れ目のない支援を行うべきですし、対象者に優しいワンストップ拠点として確立すべきだとの考えに賛同をいただき、組織づくりにも取り組む方向づけをいただきました。これによって、住民サービスの向上にも期待をしております。

以上、平成29年度は限られた予算の中で、創意工夫により各種補助金制度を積極的に活用し財政運営を行っております。今後も将来負担を考慮し、持続可能な健全財政の運営に努め、執行部には引き続き選択と集中による行政運営をお願いし、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成29年度睦沢町一般会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成29年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 平成29年度国民健康保険特別会計への反対討論を行います。

平成28年度に町の国保税率を改正し、1世帯当たり1万6,395円、1人当たり9,216円の大幅引き上げがなされ、さらなる町民の重税、生活圧迫感を強めました。平成29年度でもこうした生活実態がありながら、引き下げはありませんでした。町長の説明の中で、お互いの助け合いで成り立つ制度という考え方、呪縛とも言えるようなものにとらわれず、住民の暮らしを守るという基本点に立って町活性化を図るという基本に立ち戻り、負担の軽減、サービスの充実に取り組むことを求めて、反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

麻生安夫議員。

○6番（麻生安夫君） 平成29年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は、被保険者の疾病及び出産、葬祭などに必要な保険給付を行う医療保険制度で、国民皆保険の根幹をなす、大変重要な役割を担っております。

まず、歳入の保険税では、現年度分の収納率において、93.9%と県内でも上位を示しており、これはひとえに被保険者の理解と協力があったのことで感じているところであります。

次に、歳出については、被保険者数が大きく減少する一方で、60歳以上の占める割合が64.5%と年々増加し、保険給付費も高い値で推移しており、厳しい財政状況にあります。こうした中、一般会計からの法定外繰り入れも行うことなく運営するとともに、特定健診では県内トップクラスの受診率を達成するなど、積極的に取り組んでいることは高く評価します。今後も税の公平性を保ちながら、低所得者等への軽減措置を行い、収納率の向上に努め、健全な財政運営に一層の努力を行いますよう要望し、本決算に賛成するものです。

以上。

○議長（市原重光君） 他に討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成29年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成29年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成29年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成29年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 平成29年度睦沢町介護保険特別会計決算への反対討論を行います。

2000年に介護の社会化を旗印に始まった介護保険制度は、まさに幾たびかの法改正が繰り返し起こされ、次々と要支援、要介護の対象外しやサービス利用の負担の増大をさせ、さらにはサービスの削減へと広がっております。それだけではなく、福祉施設の運営基準の改悪等で経営悪化が進む。発足当初、私はよく知っておりますが、誰もが安心して老後を送れるんだと、大したお金はかからないんだということで進めてきた介護保険が、スローガンどころか、私が危惧し、指摘したことが悪い方向へさらに証明をされていると言わざるを得ません。さらに、国は、介護事業を次々町に押しつけ、町自体も体制確保などに苦慮する事態になっております。

その中で、私は、町のこうした中での努力は評価しつつも、町の事業主体を福祉、暮らし重点にする、さらにこういう制限の中ではありますが、負担軽減、サービス充実に町の努力を求め、反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

久我政史議員。

○4番（久我政史君） 平成29年度の睦沢町介護保険特別会計決算について賛成の立場で討論したいと思います。

今、反対の方もおりましたけれども、私は私なりに考えを述べたいと思います。

町の人口は年々減少している中、65歳以上の高齢者の割合はどんどん増えており、介護サービス利用者の増加に伴い、各種給付費は増え、これからもこの状況は当分続くであろうということが予想されます。介護保険を取り巻く環境は依然厳しい中、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるように、各種介護予防事業の取り組みがなされております。

今年から開催のミニデイサービス事業、高齢者げんき教室では、高齢者の健康の維持、増進及び閉じこもり防止や高齢者の居場所づくりにも効果が期待されております。また、生活支援体制整備事業では、事業の啓発やニーズを把握し、包括支援センターでは一般高齢者、

要支援要介護者に対する各種福祉サービスの手続や相談など、住民と密接にかかわり、住民が身近に相談出来る場所となっております。

このように、介護保険事業は、今後訪れる超高齢化社会を視野に昨年策定した第7期介護保険事業計画に沿って適正に運営されていると思います。これからも介護保険事業の安定的な持続のため、引き続き介護予防事業を推進し、介護保険事業の充実と適正な運営を望み、本決算に賛成するものです。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成29年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成29年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成29年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

最後に、平成29年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 平成29年度睦沢町後期高齢者医療特別会計決算、反対討論を行います。

後期高齢者のほとんどの方は、年金生活であります。本来は日本の経済発展に貢献されてきた方が、この健康維持、病気治療は国の責任で行うべきものであります。ところが、政府は巨大企業や超富裕層には減税、外交より軍事で対抗する予算を巨大化するなどの逆立ちした施策に突き進んでおります。

私は、世界に例のない年齢による医療格差の制度に反対するとともに、少しでも高齢者への敬愛と生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障する——これは老人保健法ですけれども、と考えるならば、こうした特別会計にも町としてその姿勢を示すべきだと考えます。こ

の後期高齢者医療制度については、負担もどんどんされて来るということでもありますから、当初言った狙いは何だったのかということさえ、問題とされなければならないと思います。町としては、権限は限られているわけではありますが、そういうことも考慮しつつ、町としての姿勢を示すということを求めて反対といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 平成29年度睦沢町後期高齢者医療特別会計決算について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度につきましては、国の制度設計によって県内一律のサービスが受けられる、そうしております。これは皆様方がご存じだと思います。千葉県広域連合が保険者となり運営されていることはご案内のとおりであります。平成29年度県内の被保険者数は77万2,189人、前年度比4.8%の増であります。睦沢町でも1,355人、前年度比34人、2.6%の増であり、今後も大幅な増加が予測され、さらに医療技術の高度化も伴い、給付費の増加などにより厳しい状況が続くだろうと予測されます。

収納率につきましては99.98%と、前年度比0.06%の増であります。これは制度の周知と収入の確保に努めた結果であると高く評価出来るものであります。

また、保健事業では、人間ドック助成事業で33件、前年度比17.9%の増、また脳ドックは前年と同じ5件であり、利用者は年々増加しております。

今後も被保険者が安心して医療が受けられるように、関係諸団体との連携を図りながら、事業の執行に当たっていただきますことをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成29年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

以上で全会計の討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、平成29年度睦沢町一般会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、平成29年度陸沢町一般会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、平成29年度陸沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、平成29年度陸沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、平成29年度陸沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、平成29年度陸沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、平成29年度陸沢町介護保険特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、平成29年度陸沢町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、平成29年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、平成29年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算は認定することに決定

しました。

最後に、平成29年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。

したがって、平成29年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

皆さんに申し上げます。

生田代表監査委員はここで退席をされます。どうもご苦労さまでございました。

(生田昌司代表監査委員 退席)

○議長(市原重光君) 皆さんに申し上げます。

ここで、10時25分まで暫時休憩といたします。

(午前10時07分)

○議長(市原重光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時25分)

◎一般質問

○議長(市原重光君) 日程第6、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いをいたします。

なお、通告以外の質問は答弁されませんので、ご了承願います。

また、答弁につきましては漏れのないようお願いをいたします。

それでは、通告順に従い順番に発言を許します。

◇市原時夫君

○議長(市原重光君) 最初に、12番、市原時夫議員の一般質問を行います。

市原時夫議員。

○12番(市原時夫君) 日本共産党の市原時夫でございます。

通告順に沿って、地方自治法第1条に、住民の福祉の増進を図ることを基本とする自治体の役割、町民の命と暮らしを守る、充実する立場から質問をいたしたいと思います。

最初に、国民健康保険会計・事業についてであります。

一般の繰り入れを含めた負担の軽減、子供の均等割の減免措置、関係ありますのでまとめて質問いたします。

皆さん同じだと思いますが、住民の方の声を聞きますと、税負担が重いと、ほぼ例外なく聞かれます。我が町でも、先程の決算の反対討論でも述べたように、平成28年度の大幅国保税の引き上げがされました。具体的に実態として、睦沢町の国保税の平均世帯別1人当たりの国保税は世帯別幾らなのか。滞納世帯は何世帯か。国保加入者の平均所得は世帯1人当たり幾らなのか。事実として明らかにしていただきたいと思います。

負担増になったのは、直接的には町として独自の軽減策がとられなかったことではありますが、根本的には国保会計は命にかかわるといいう仕組みでありながら、制度疲労と言われる根本矛盾が深刻化していることでもあります。1人当たりの療養費が年々増加をしていることがありますが、特に国保加入の世帯での職業構成と平均所得が、以前は農林水産業と自営業が多数でしたが、現在では、年金生活者などの無職と非正規労働者など被用者が全国的には8割を占めると言われるほど、所得の減少が進んだことにあります。国の国保会計への支出削減と相互扶助論理が、現在の国保会計の仕組みの枠の中では、このやり方では解決出来ないという根本矛盾を含んでいるわけであります。

その政府は、一方では、大企業、富裕層向けの財政を優遇し、庶民にはリストラ、非正規推進、年金削減などの圧迫を作り出している。これでは国保会計が改善するわけはございません。もちろん、この睦沢町でも近隣大企業のリストラの影響があることは明らかであります。

だからこそ、全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より国保料・税が高く、負担が限界となっていることを国保の構造問題だとし、国保を持続可能にするためには、被用者保険との格差を縮小するような、根本的な財政基盤の強化が必要と主張しております。

日本医師会など、医療関係者も国民皆保険制度を守るために低所得者の保険料・税を引き下げ、保険証の取り上げをやめるように求める。つまり、こうした医療にかかわる直接の団体が、こういう仕組みについて声を上げざるを得ないような事態になっているわけであります。

この住民負担軽減の根本解決には、全国知事会が2014年に国保料・税を協会けんぽの保険料並みに引き下げるために1兆円の公費負担増を政府に要望する、このような財政の充実がどうしても必要であります。

そこで、国保の健全化を図る意味でも、住民の負担軽減のためにも、全国の地方自治体の要望は当然だと思いますが、町長の考えをお聞きします。

また、こうした枠内ではあります、緊急当面の国保料の負担軽減のためには、町の独自の一般会計からの繰り入れでの財政確保をする必要があるのではないのでしょうか、お聞きしたいと思います。例えば地方消費税交付金というものもあります。平成29年度は1億1,017万6,000円歳入されているわけでありまして。

そして、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確にし、社会保障施策に要する費用に充てることと明記されたわけでありまして。そして、これは国保会計に充当してもよいと国会でも答弁をされていることでもあります。つまり、こうした財源を国保に財源として使えることが出来るわけでありまして。例えばこの地方消費税交付金、毎年大体4,600万円から4,800万円あるわけでありまして、その振り分けでいきますと、例えば現状では10分の1ぐらいではないかと思うわけでありまして。単純に全額、国保世帯2,750で割ってみると1万7,000円の引き下げ分、半分でも8,500円の引き下げに相当する額があるわけでありまして。

町の姿勢で、こういう国保に必要な財源を注ごうというその気になって、これらの財源を、例えば使って一般会計からの繰り入れという他の方向も含めて考えれば、私は引き下げは十分可能だと思うわけでありまして、考えを伺います。

また、国保にかかわった医療保険料が間違いではないかといって町に相談をしてきましたなどという話も私は聞いたことがありますが、これは調べてみますと、私はそうだと思います。協会けんぽなど、被用者保険と比べて国保にしかないのが均等割、いわゆる人数割で世帯にかかるわけだ、これ、収入関係ないですから。今のは人数割、それから平等割という世帯にかかわる分、これは住民の収入や生活実態からではなくて、いわゆる人頭割。古代からこれは行われていたわけでありまして、大変過酷な税の仕組みという、これに非常に似た制度が残っているところに、この仕組みの問題があって、国保が高くなるということになるわけでありまして。

そこでお聞きをしますが、40代、例えばです、両親と子供2人の所得で260万円の世帯とした場合の協会けんぽの加入保険料と国保の場合はどう違いますか。国保で仮に単純に均等

割、平等割をなくした場合、保険料は幾らになりますか。18歳の均等割をなくした場合、幾らになりますかということを教えてください。

私は、地方消費税交付金の財源も含めて一般会計からの繰り入れをすること、全国知事会も求めているように、国に1兆円の負担増を求めること、町として18歳未満の子供の均等割負担をなくして、今急激に進んでいる人口急減を抑え、子育て支援の町としての魅力アップにつなげて、住民の暮らしを守る町政へと進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、国保の財政事業運営について伺います。

財政事業運営の千葉県広域化が本年度から始まったわけですが、国保事業への影響はないかということでもあります。国保事業というのは、健診、住民サービス、そのほか出産祝金など、個々の自治体でそれぞれのサービス内容に違いがあるわけです。これが県に移管されたことによって、今後、例えば県がサービスを削減する、一律にする、逆に余り考えられませんが、サービスが充実するなどの広域化による事業の影響はないかということについて伺いたいと思います。

次に、教育について伺いたいと思います。

①公民館図書室のあり方から公民館建設の考えはないかと、指定管理者はとるべきではないと考えますかと、子供図書の特徴を打ち出すべきではないかと、これをまとめてまず質問したいと思います。

現在、町の政策の柱となっているのは、人口の急減を防ぐというのがまさに中心中の中心ということで進められ、その中で独自の施策としてスポーツ観光をメインにして新規住宅建設とその助成制度などにより、この急減を防ぐんだと。いわゆる開発型ハード事業に多額の財源をつぎ込んできたわけであります。

人口の急減というのは、全国的な問題であり、地方の産業の中心である農業破壊、それから子供を産み育てられる環境を悪化させてきた国の施策の誤りであると考えます。こうした根本にメスを入れるべきであって、地方を争わせて、人の争奪戦を行わせるような施策は、地方の要するに勝ち組と言われるような地方自治体の一部ではうまくいくかもしれませんが、全国的なレベルでは人口急減を防ぐことにはならないと考えております。

ただ、睦沢町として、町の活性化をどう進めるかという点では大いに考えなければならぬ問題であります。その点では、私は地域に根差した環境、歴史、文化、伝統、風土、産業を生かした魅力あるまちづくりこそ、町の活性化だと考えております。

私はこういうふう考えた場合に、幾つかありますが、今日質問したいのは、その中の一

つとして、町の特徴でもある子育て支援のまちづくりの充実をアピールして、若い世代にも魅力のあるまちづくりにすべきだと考えて、これまでも提案をしてきたわけであります。その点で、町も図書室ではありますが、子供の図書など、魅力のある本があるという話も聞きます。私は、現在の図書室という制約の中でも、町民の図書に対する意欲と職員の努力で一定の魅力のある図書室になりつつあると思うのですが、公民館図書の1人当たりの利用状況、人口比の登録利用冊数など、県内の比較としてどうなっているのかお聞きをしたいと思えます。

また、この図書については団塊の世代、私たちもそうですが、再就職または新たな社会貢献で、自らの興味を深め、充実した人生を送るという意味でも、身近なところに充実した図書館があり、住民の要望に応えられる専門司書の配置などがスポーツだけではなく、文化的にもさらに充実したまちづくりが、これからさらに求められるのではないかと考えております。

そこで、第一に、図書室というものから図書館法に基づく図書館として、より全面的な魅力のあるまちづくりにしてはどうかと伺います。これは図書館を新たに作れということとは違います。先程の委員会の報告では作ったほうがいいじゃないかと、これは非常にいいところで言っていたんですが、全面的問題と部分的な問題ありますから。そういうこともあるわけがございます。

また、都市部では図書館の指定管理制度の動きもあり、一部評価される場所もありますが、一方では書籍販売関連事業者の参画によって問題も表面化しております。私は利潤追求の民間には幅広い知識と公平性が要求される事業は、指定管理にはそぐわないと考えますが、いかがでしょうか。

また、児童図書は工夫されたものになっているとは思いますが、図書館にするとともに、蔵書数の充実、司書による案内、関連文化事業の充実を図るべきだと考えますので、伺いたいと思えます。

次に、学校図書の充実関連で質問します。

学校図書の充実と専任・専門・正規学校司書配置の考えでございますけれども、学校図書は教科の勉強を通じて芽生えた関心や好奇心を受けとめ、その他日常の様々な、あれ、どうかなと思うようなものを自主的な学びとしてあるということから、どうしてもその援助となる専門知識を持った人の配置というのは、総合的な学力向上の意味でも、個性ある個人の成長の上でも、ある意味司書の役割と配置は、私はこれから決定的になると考えております。

2014年6月に、学校図書館法の一部を改正する法律が成立いたしました。学校司書が法律に位置付けられました。第5条は、学校には学校図書館の専門職務をつかさどる、ここが大事なんですね、つかさどる職務として担当する司書教諭を置かなければならないとあります。これは、だから、どうしても置きなさいということではありますが、専任・専門でなければならないとはありません。

ただし、つかさどる職務の方のやる仕事は資料の収集、そして児童・生徒、教職員の利用に供する。それから、資料の分類、並べ方、適切にして目録を整備する。読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示等を行うこと。図書館資料の利用その他等学校図書館の利用に関して、児童または生徒に対して指導を行うこと。図書館、博物館、公民館と緊密に連絡し及び協力すること。その目的を達成するのに支障のない限りにおいて一般公衆に利用させることが出来る。

恐らく一般公衆に利用させるということは出来ていないと思いますね。これはもうそれなりの、どうしても、これをやろうとすれば、つかさどるだけでは出来ないという仕事であります。だから、国の法律というのは、非常に私は曖昧なものだと考えています。

例えば考古学、医療、先程、教育長も言ったAI、自然科学、科学技術など日進月歩の時代には、図書の廃棄と進歩に即した新しい書籍をそろえることが、児童・生徒の興味にしっかり応えられるという意味でもとりわけ重要であります。しかし、教員の方の多忙、過労が大問題になっている中で、兼任的なものはどうしたって無理だと。専門・専任か、補助出来る人の人材の配置が必要ではないか。専門的な人的配置によって行うべきだと。

現在の本町における司書教諭の配置状況はどうなっているかお聞きをしたいと。

小・中学校の生徒1人当たりの図書館利用状況や全国的比較でどうなっているか。図書の充実と専任・専門・正規学校司書を配置すべきだと考えますが、お聞きをしたいと思います。

現在、確か学校司書というのを配置されているはずですが、その辺はどういうふうになっているかもお聞きをしたいと思います。

次に、学校体育館へのエアコンの設置であります。

政府の遅ればせながら、2018年度補正予算でブロック塀・冷暖房設備対応臨時特別交付金985億円、これを2018年度補正予算限りで創設をいたしました。それだけ温暖化の影響が深刻化をしているということではないでしょうか。

睦沢町は、こども園を始め小学校、中学校の普通教室を含め、中学校は今年度からですが、小学校はもう始まっている。大変喜ばれております。こうした努力の上に立って、学校体育

館へのエアコン設置についてです。これは体育授業にかかわる生徒の健康面というだけから提案をしているわけでありませぬ。災害避難所となっていることから必要ではないかというところであります。

3.11のときは、私も体育館に避難をいたしました、寒くて大変でした。それで今度農村環境改善センターのほうに移ったわけですが、これが逆に真夏の場合は一体暑さに耐えられるのかという問題も、各地の災害の経験からはっきりして参りました。

千葉県がこのほど、新聞報道によりますと、千年に一度クラスの地震の津波が発生した場合の想定を発表いたしました。これまで私がここでも取り上げてきて、睦沢町は津波は大体大丈夫ではないのかなと思っておりましたら、この想定では長生村で11.5メートル、一宮町で10.2メートルの津波だと。睦沢町も影響すると。特に川沿いは、津波はさかのぼって来るわけですから、この辺で被害が予想されるわけでありませぬ。町の防災計画も見直しを迫られると思ひますが、避難所としての小・中学校体育館、対応は必要だと思ひます。エアコンを設置すべきではないかと思ひますので、お聞きをします。

次に、学童保育についてです。

学童保育指導員の正規職員化など、待遇改善についてお聞きをします。

学童保育は、当初はお母さん方が自主的に町に学童保育設置を要望するとともに、自ら施設を、場所、建物、指導員を確保して、4人の児童から始まったものでありますが、その後、町の助成事業を受けるという仕組みから始まり、町の施設を幾つか転々としながら、現在のような社会福祉協議会の中での施策となり、利用児童も相当増えているのではないかと思ひますので、これは数字的にわかれば教えてください。夏場も非常に多いと思ひますので、保護者の方に大変喜ばれております。私は、時代に即した子育て支援の町の対応として評価をいたしたいと思ひます。

ただ、東京新聞ウェブ版というのがあるんですが、それを見ましたら、学童指導員の半数が年収150万円未満。保育の質に影響ということで、静岡大学の石原教授、児童福祉学の方が、この点を指摘されているわけでありませぬ。埼玉県議会7月本会議で、放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書を可決したというように、こうした女性がどんどん社会進出をして来る中で、学童保育の質、これも問われる時代になってきていると思ひます。特に、この前、決算委員会で視察したときに、前からそうですが、子供たちが「ただいま」と帰ってきて、「おかえり」と迎えると、こういう家庭と同じように過ごせる場として重要でありませぬ。安全対策、危機管理という面からもイコ

ールでありまして、こうした特徴を生かした対応が求められます。指導員のしっかりとした仕事としての位置付けを、そして若いころから働ける待遇をすべきだと思いますが、お聞きをしたいと思います。

以上、1回目を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、市原時夫議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、最初に、1の町民の健康と負担軽減についてと、3の学童保育についてをお答えし、2の教育については教育長からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、町民の健康と負担軽減について、1点目の一般会計繰り入れを含め、負担軽減の考えはないかについてでございますけれども、国保財政を安定的に運営していくためには必要な支出を保険税や国庫負担金などで賄うことにより、単年度の収支が均衡していることが基本であると考えております。

しかしながら、一部の市町村では実質的な赤字となり、決算補填のため、法定外の一般会計繰り入れが行われており、財政収支の改善が重要な課題となっております。

平成29年12月に千葉県が策定いたしました国民健康保険運営方針においても、決算補填などを目的とした法定外一般会計繰入金については、保険給付と保険税負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなることなどから、解消・削減を図るべきであると示されておりますので、本町といたしましては、法定外の一般会計繰り入れによる負担軽減の考えはございません。

次に、2点目の子供の均等割の減免措置をすべきではについてでございますけれども、国保財政の安定的な運営については1点目でお答えしたとおり、国保税については、国民健康保険法や地方税法に基づき、本町では、世帯の負担能力に応じた所得割と、受益の程度に応じた被保険者均等割と、世帯平等割との合計によりご負担をいただいているところでございます。

被保険者均等割につきましては、被保険者の多い世帯は被保険者の少ない世帯より受益が大きく、それに見合うご負担をお願いするのが合理的な考えと捉えております。

議員ご質問の、子供の均等割の減免措置についてでございますけれども、子育て支援は本来、社会全体で取り組む必要がありますが、現行の国民健康保険制度では、軽減した財源は他の国保被保険者負担にする形になりますので、負担が増える方の理解を得る必要や税の負担の公平性を保つ観点から、現状では子供の均等割の減免は非常に難しいと考えております。

しかしながら、国保税の負担は議員のおっしゃるように、大変重いものとなっていることは十分理解をしております。そのような中においても、本町の保険税収納率は県内でも上位に位置しておりますことは、被保険者のご理解、ご協力のたまものと考えているところでございます。

次年度以降の税負担につきましては、医療の高度化や被保険者の減少・高齢化など厳しい財政運営が見込まれますが、住民の健康増進を図るとともに、少しでも負担軽減につなげられるよう検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の財政事業運営の千葉県広域化による国保事業への影響はないかについてでございますけれども、千葉県は、国保運営方針に基づき、事務の効率化・標準化・広域化の推進などを行い、市町村は被保険者証発行などの資格管理、保険給付や保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行って参りますので、今までと大きく変わることはございません。

今後も、町民が健康で安心して暮らせるよう各種事業に取り組み、健全な財政運営に努めて参りますので、一層のご支援を賜りたいと存じます。

次に、3の学童保育についてお答えいたします。

本町放課後児童クラブにつきましては、現在、4名の支援員を配置して実施しているところでございます。このうちの2名については、町の正規職員と再任用職員、他の2名については臨時職員という内訳になっております。

再任用職員の勤務時間は、月曜日、金曜日は午後みの勤務で、その他の平日は8時30分から17時15分の週31時間以内の勤務でございます。正規職員は午後からの勤務、臨時職員は13時30分から18時30分の5時間勤務の方と、14時から18時の4時間勤務の方となっております。

その他に、土曜日につきましては、町職員2名で交互に対応しており、夏休みなど長期の休業で支援員の足りないときには、シルバー人材センターなどを活用し、補助員として勤務をいただいているところでございます。

ご質問の正規職員化など待遇改善についてでございますが、現在の臨時職員を正規職員で雇うということは、他市町村の動向や就業時間などの関係などを考えますとなかなか難しいと言わざるを得ません。しかしながら、先程も申し上げましたけれども、正規職員が2名、全体の中の半分を担っておるといったことはご理解いただきたいというふうに思っております。

その他の給料面については、最低賃金や町のその他の臨時職員とのバランスを図りながら
行っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

詳細についてのご質問があったようでございますので、担当課長のほうから答弁させても
らいたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） では、命によりましてお答えさせていただきます。

国保税の平均税額についてでございますが、町のほうでは世帯は1,290世帯、被保険者数
が2,158名となっております。その保険税の世帯平均といたしましては16万2,824円となっ
ております。

また、滞納者の状況ですけれども、町内町外合わせて139世帯の滞納者がございます。

また、国保加入者の世帯平均の所得額でございますが、154万2,025円となっております。

また、40代の両親と子供2人世帯で、所得266万円ではということでございますけれども、
国保の保険料につきましては47万4,500円となります。協会けんぽのほうでございますけれ
ども、同じ条件でありますと23万3,784円、あと国民健康保険税で均等割、平等割をなくし
た場合につきましては27万9,500円となります。また、18歳未満の均等割を廃止した場合で
すけれども、その保険料といたしましては40万500円となります。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） それでは、命によりお答えさせていただきます。

学童クラブの常時利用学童の人数でございます。常時利用の人数は38名、それから夏休み
等の利用の人数はそれに加えて37名が加わっておりまして、75名となっております。このう
ち、常時利用されている方は70名程度が利用されていたようでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 市原時夫議員のご質問にお答えいたします。

2の教育についての1点目でございます。公民館図書室のあり方から図書館設置の考えは
についてでございますけれども、本町の公民館図書室は社会教育法に基づく公民館事業とし
ての位置付けで運用しており、図書室ではございますが、図書館法の規定により示されてい
る運営上の基準を念頭に、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として

運営に取り組んでおります。

本町の図書室の運営状況は、千葉県公共図書館協会のまとめた平成29年度における県内公立図書館サービス指標に当てはめてみましても、人口1人当たりの蔵書数や図書費など、ほとんどの指標において図書館に劣らない状況でございます。

1人当たりの利用状況、また県内の様子についてのご質問がありますので、課長のほうからお答えを差し上げたいと思います。

図書室から図書館への発展においては、図書館は図書司書の常時配置が望ましいことから、人件費や地域の実情に即した規模及び運営形態等課題がありますので、どのような形態が適しているのか今後十分な検討が必要であると思われまます。

次に、2点目の将来的にも指定管理者制度はとるべきではないと考えるが、につきまして、近年、図書館運営を指定管理者に移行する自治体も増えているようでございます。専門的で優秀な人材の確保や図書館運営に必要な継続性また安定性の欠如など、危惧される面もございます。このようなことから、指定管理者制度の導入に向けては、指定管理者制度のメリットが十分に生かされ、かつ図書館法に規定される運営の基準が保たれるよう十分に検討と議論を重ねる必要があると私どもは考えております。

次に、3点目の睦沢町の魅力アップとして、子供図書の特徴を打ち出すべきではについてでございますが、本町の公民館図書室においては、子供の読書環境として、児童・生徒の課題図書の配置や子ども読書コーナー、外国絵本コーナー、子育て支援に関するコーナーの設置、加えて季節や行事、社会的な話題をテーマとして展示するなど、子供たちが何度も足を運びたくするような展示や仕掛けを工夫するなどして行うとともに、学校図書館との連携も行っております。また、母親の絵本への興味関心を高め、親子で心触れ合う時間が持てるよう乳幼児期から、保健活動における教室や相談時にブックスタート事業として絵本の読み聞かせとともに絵本を配布してございます。

なお、教育委員会では、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、現在、睦沢町子どもの読書活動推進計画を作成しているところでございます。

このように、子供及び子育て世代への読書の普及啓もう、そして啓発推進に力を注いでいるところでございますが、図書室においては蔵書数や利用者数の増加により手狭になりつつあるのが現状であります。公民館施設の老朽化等を鑑みますと、将来的には図書室の拡充も視野に入れた施設の検討が必要であるかなというふうにも考えております。

次に、4点目の学校図書の充実と専任・専門・正規学校司書配置の考えはについてござ

いますが、学校図書館法においては、学校図書館に司書教諭の配置を義務付けており、また、学校図書館の役割を一層機能的かつ活性化させる意味で、学校司書の配置が努力義務と定められております。

本町の小学校においては、司書教諭免許保有者が読書活動の推進にかかわっており、読書習慣定着への取り組みとして、読書通帳などの手だてを行ったり、読み聞かせボランティアによる活動や図書ボランティアによる図書室整備を行っておりますが、十分な読書環境が整っているとは言いがたい状況もございます。

そういった中で、教育委員会としては、議員がおっしゃるように、学校図書館の運営の充実を図り、児童・生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書でも実務経験等の豊富な人材の配置を望むところでございますが、コミュニティ・スクールの推進を図る中で、地域の人材についても広く目を向け、活用を検討して参りたいと考えております。

また、本町での学校司書教諭の配置についての現状でございますけれども、本町では、学校司書は配置しておりません。ただ、司書教諭は中学校に1名、小学校2名、免許を持った教員がいますが、司書教諭は教員定数内に配置されたものであり、学級担任として配置されていますので、学校図書館の専門的な職務をつかさどるといっても、現実的には難しいなどというところがございますのが現状でございます。

また、小・中学校図書の児童・生徒1人当たりの利用状況と、全国、県内利用との比較、関係については、課長のほうからお答えしたいと思います。

次に、5点目の学校体育館へのエアコン配置についてでございますけれども、近年の夏の猛暑により、学校生活における児童・生徒の熱中症が懸念されています。そこで、平成29年度に小学校、本年度は中学校の全ての普通教室にエアコンを設置いたしまして、学習環境の整備を行ったところでございます。

ご質問のありました体育館でございますが、エアコン設置につきましては、小・中学校も体育館は避難所としての防災拠点ではありますが、本町の小・中学校の体育館の壁に断熱材がないなど、構造上の問題からも、建物自体の改修も必要となり、早期に対応することは難しいというふうに考えております。今後、一層留意をして参りますけれども、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 命によりお答えいたします。

千葉県公共図書館協会というところで公表されております県内公立図書館のサービス指標というものがございます。平成29年度のものでございますけれども、県内の図書館と言われている場所は75箇所ほどございます。その中で、先程ご質問の人口1人当たりの各指数でございますけれども、例えば個人の貸し出し冊数というものがございます。そこを本町で当てはめますと平均は5.18冊なんですけど、本町におきましては2.81冊でございます。この辺につきましても、1冊当たりの貸し出し冊数が本町は5冊でございますが、他市町村では10冊とか扱っているところもありますので、若干低い数字となっておりますが、蔵書冊数でいいますと、平均が3.15冊でありますけど、本町におきましては3.86冊でございます。また、図書費におきましては、平均159円のところ216円でございます。このほか、1人当たりではございませんが、個人の貸し出し登録率で見ますと、平均32.1%でございますが、本町は48.4%と、全体の中でも上位を占めているところでございます。

このように、比較をしてみますと、サービス指標というところでございますが、図書室ではございますけれども、他市町村の図書館等に引けをとらない状況であるというふうに考えております。

そして、もう1点でございます。小・中学校の図書室の利用状況、あるいは県、全国との比較というご質問でございますけれども、残念ながら、現在小学校、中学校ともに図書室の色々なデータの管理のところではパソコン等の不具合がございまして、貸出数等のデータの管理が出来ていないのが現状でございます。

しかしながら、小学校におきましては、読書通帳というものを児童が持っておりまして、それぞれに低学年、高学年の目標を定めております。低学年50冊、高学年40冊ということで、平均は35冊ということで、読書への関心を高めるための働きかけはしております。また、中学校につきましても、平成28年度に一度図書の整理等を行っております。現在ビブリオバトル等も導入しながら、生徒の読書への関心は高まってきているというところでございます。それにいたしましても、図書の関係のデータの整理が出来ていないというところでは、現在検討を行っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 今答弁を聞いて思ったんですけども、この町のやっぱりすぐれた特質というのは非常に私はよくあらわしていると思うんですよ。それはやはり人がどう育つかとか、どう子供たちを育てていこうかというような歴史的な住民の合意があると。住民自

身も自ら成長していこうという、そういうところが育っている。やっぱりその辺はいい町だと思うんですよ、私は。

そこをやっぱり伸ばすと。それはスポーツも大事ですよ、もちろんね、全面否定するわけじゃない。けれども、いわばそこがこの魅力ある、これから若い人たちが来るというところを考えた場合に、そこをどう伸ばすかと。そこに差別化をつけて魅力にしていくかということが、非常に私は重要だなというのを、今改めて聞きまして思ったわけで、そういう姿勢で望んでもらいたいなというふうに思ったわけであります。

それで、先程、国保会計の問題ですけれども、試算結果、モデルケースとありましたけれども、町長もお認めになっているように、国保税が高いというのは、これはもう、協会けんぽの倍以上ですよ。だから、恐らく会社をやめられて国保になった人が町に文句を言いに来ると、何でこんな、間違えだと言って、違いますよというのはわかるわけですよ、倍になっちゃうわけだから、そこは均等割とか色々なあるわけでありますから、その厳しい実態というのを私はしっかりと受けとめていただきたいということです。

それから、平均所得、確か昨年度のを聞いたときはまだ100万4,000円とかと言っていたと思うんですけれども、今さらに下がっていますよね、92万1,000円ですか。どんどん支払い能力は下がって来るといふ段階での厳しさがあるんだという点で、私は底の部分をしっかり支えるというのが地方自治法の第1条2項の住民の福祉の増進を図るといふところに値するといふふうに思うわけであります。

町長のほうは、国と住民が出し合って支えるというんで、支える事業だといふふうに言ったんですけれども、歴史的なところをしゃべろうと思ったんですけれども、省いて言いますと、これは自助・共助の制度ではありません。国が社会保障の制度として位置付けたものがありますから、国の責任できちっとやるべきことだといふところを言っておきたいと思えます。それを前提にして、町としてこの一般会計の繰り出しも含めてやってもらいたいといふふうに思うんです。

それで、先程言いましたとおり、例えば国も認めている地方譲与税の国保に繰り入れるものについて、これは、確かに繰り入れていると思うんですけれども、その割合はどうなっていますか、非常に少ないでしょう。他の確かに福祉財源にやっているけれども、他の福祉財源は色々文句つけられないんですから、そこは一般財源でやっていいんですよ。そうした場合に、地方譲与税の部分を大きくここに回せば、財源として成り立たないことはないとお金は色がついていないからわからないですけれども、論理的にはそういうことは成り立つん

だということまで私のほうは示しているわけでありませう。

県のほうが色々そういうふうに言っているのかもしれませんが、法律上、それから憲法25条、そういう立場から見ても、生活実態から見ても、現状をそのままにしておくわけにはいかないというふうに思いますので、ただ、次年度は軽減を検討するということですから、是非、その辺は検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいなと思います。

私、均等割の問題を言ったのは、なかなか町独自で長期的に見たのは難しいという点もあると思うんですけども、全国知事会なんかでやっている1兆円でやると、この均等割、それから平等割をなくすぐらいの金額になるはずなんです。だから、可能性はなくもないというふうに思いますので、この辺の努力を是非お願いをしたいなと改めてお聞きをしたいというふうに思うわけでありませう。

それから、これ、言ってくれましたか、財政事業運営についての、充実するのか変わらないのか、それとも一部色々削減される状況になるのかどうかと言ったかな。もし聞き漏らしたらごめんなさい。聞きたいと思います。

それから、図書館の問題ですけれども、これ、私、なぜ言うかといいますと、今の図書館のあり方の数値でいうと、図書館の比較だったでしょう。だから、低くなるので――変な言い方だけれども。もっと私は図書室という非常に制限された中での比較だともっと高くなるんじゃないかなというふうには思うんです。

つまり図書館法に定められた施設として、より利用しやすいところと陸沢町を比較をしても引けをとらないという意味ではいいのかもしれないけれども、そういう意味で私は努力を評価する意味で聞いているわけですね。そうすると、もっと数値的にはいいわけで、そのところをちょっとわかれば教えて欲しい。わからなきゃいいですけれども。ただ、比較だけで見てもいいと、努力をされているなというふうに思いますので、さらにこうした充実を図るという意味で、図書館法に基づく図書館にすることと、司書配置をするという形でやると。

特に児童図書については、せっかく評判が上がってきているわけですから、もう日本一というぐらいの、福祉については私は何でも日本一と言っちゃうんですけれども、そういうものにしていく。そういう地盤があるんですから。やって、それこそ私は陸沢町の急速な人口減を防ぐという意味の決定打になると思うんです。

今もう国際化しているわけでしょう。勝負は何かと云ったら、やっぱり人ですよ、人。こ

れをやっぴり長期的に考えて育てていくし、それから我々のような団塊の世代が高齢になっても社会に尽くせるという意味で新たな知識や技能を自ら学んで社会に貢献出来るという、国民挙げての流れにしていくと。高齢になって働け働けというのも何だとおかしいと思いますが、力のある方はそういうふうにやってもらえるような、そういうまちづくりにすることが出来ると。例えば今言ったような学校図書の司書の資格を持っている方がやってもらってもいいわけですから、そういうところで、やっぱりそこにもっと目を向けていただきたいなというふうに思うんです。

学校の司書の問題をいいますと、今答弁にありましたように、これは非常に紛らわしいんですよ、法律上の問題は。司書教諭というのがありますね、それから学校司書というのがありますよ、それから司書とあって、どれがどれかわからないようになっているんで、それで学校司書、これは置きなさいというんで、小学校2名、中学校1人というふうになっているんですけども、おっしゃったように、この部分は先生の仕事をやりながらだから、出来るわけがないんですよ。

出来ないようなことを義務付けして、それで他でももっとやる気があるんだったらやったらどうだと、こういう法律の仕組みそのものもおかしいんですけども、じゃ、学校司書となると、今度はつかさどると、こういうふうに、何か名前、この言い方で変えているのかわかりませんが、専らこの学校図書に従事するという、でやっている。それから司書という、これはもう専門ですからそれでやるというような流れになっていて、今睦沢町の点でいえば、一番最低のところですよ。やらなきゃいけないというふうに言われたからやっていると言われてもしょうがないようなところなので、私はやっぱり最低でも学校司書程度はそろえてもらったほうがいいんじゃないかなと。

それと内容、先程、私言いましたけれども、内容からいっても、これはちょこちょこ来てもらってあと知りませんじゃなくて、専任・専門で置いてもらうということが、この町の将来に応じて、人材輩出には大事だと。よく高校野球なんかもそうですけれども、スポーツ、芸術にすぐれた人はやっぱり指導者です、大体決まるのが。そういう意味で、生徒の全面的な興味から出発して育てていく、もちろん学校の教育が中心ですけども、こうした個人の興味に沿って育てていくという意味では、物すごく私はこの学校司書や図書の専門的な配置は重要だと。

例えば今、にせ情報、フェイクニュースなんかあるわけですけども、情報はどんどん入って来るけれども、どれが本物でどれがにせ物で、どれが自分が求めている、知識が入って

いるところかどうかと、これが大変なんです。あり過ぎて、余りにあり過ぎて。ということですから、そういう問題も含めて、育っていく子供たちというためでも、私は、それから町の歴史的な子育て支援という側面から見ても、このことは、もう重視をしていただきたいというふうに思うわけで、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、体育館にエアコン設置の、この問題ですけれども、町長も決算提案理由説明の中で、避難所等の整備など地域防災力の向上を挙げております。まさに、このことになるわけで、そういう意味でこのエアコンの問題は是非位置付けていただきたいと。臨時的に普通教室を活用することも、そういう整備される前にばっと起きた場合はそういうのはしようがないと思いますけれども、基本的には子供たちの学習する中心的な場所でありますから、避難所となっているところは、体育館はエアコンは、私は設置を推進すべきだと思うんです。ただ、これは大量の電気を使って、電気料になるんですが、これはわからないでしょうか、どのくらいになるか。

それで、やはり今国でこうした電気料、エアコン設置の補助金だけじゃなくて、負担も含めて国に要望する運動がありますので、こういうのも長生郡としても町長も協力して要望して、出来るだけ町の負担は減らして、それで福祉も回していただきたいというふうに思っておりますので、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（市原重光君） 時間がありませんから、簡潔にお願いします。

市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、私のほうから簡潔に。

国保の関係の均等割、平等割、これについては国の制度ですんで、国のほうに強く要望していきたいというふうに思っております。

また、国保税、次年度でございますが、先程申し上げましたとおり、出来るだけ引き下げに持っていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） まず、学校司書でございますけれども、教育委員会としては出来れば学校司書を配置を希望して、個々のニーズに合った、情報が氾濫していますから、その意味でもしっかりと知識を持った学校司書を配置していただきたいと思っております。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 先程の町村の図書室における数字ということで、県内でいいますと、公民館等に設置している図書室というのは16ほどございます。その中での本町のとこ

ろでいいますと、人口1人当たりの冊数は3.86は1番目でございます。そして、人口1人当たりの貸し出し冊数は2.81は3番目でございます。そして、図書費につきましては216円は1番目でございます。

そして、先程のエアコンの関係でございますが、体育館のエアコンの設置をした場合の試算につきましては、例えば同規模のゆうあい館ということでも置きかえてみて、試算もしてみたところでございますけれども、色々な条件も異なりますことから、一概に比較することは出来なくて、現在の段階では難しいということをご理解いただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 簡単に。学校図書については、コンピューターは当然だと思いますよね、これは是非やってもらいたい。それと人の配置が一番重要だというふうに思います。

それから、学童なんですけれども、やっぱりここも頑張っていらっしゃるというふうに思うんです。研修だけどうなっているのかということと、それから義務的な研修だけでなく、全国的には、全国の学童をやっている指導員の方が集まって、こういうふうに行っていてという交流もあるんで、そういうような研究集会なんかにも積極的に参加させて質を上げるというような努力もされたらいかかなと思いますのでお聞きします。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） 命によりお答えさせていただきます。

放課後児童クラブの支援員の研修のことでございます。研修は、資格を取得するための研修、認定研修というのがまずございます。そちらは支援員となるための一番最初のときに1回研修を受けていただくという研修でございまして、それからその他に毎年参加いただける研修として資質の向上研修というのが、やはりこれはいずれも千葉県のほうで実施していただいております、そちらの資質向上研修のほうには支援員の皆さん、それから補助員の皆さんにも参加出来る範囲で参加いただいております。それから、全国的な研修をと、支援員の交流をとというご意見でございますけれども、町のほうに案内が来たものにつきましては、その情報を社会福祉協議会を通じまして学童のほうにお知らせしている状況でございます。これからも必要な研修につきましては、案内をして、それから研修を通して放課後児童クラブの質の向上が図れるように推進して参りたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） これで12番、市原時夫議員の一般質問を終わります。

◇ 久 我 眞 澄 君

○議長（市原重光君） 次に、2番、久我眞澄議員の一般質問を行います。

久我眞澄議員。

○2番（久我眞澄君） 久我眞澄です。通告に従い、一般質問を行います。

内容は、農用施設の維持管理ということで3点ほどあります。

まず1点目、揚水ポンプ等の農用施設の突発故障復旧に対して、本町ではどのような支援が可能か伺います。古来数百年にわたる水田耕作は、気候不順、災害時以外は豊かな実りの秋をもたらしてきました。一方、ここ数十年間、かんがい施設の整備、農業機械の普及は大いに進んだものの、故障した場合の影響は極めて大きく、修理復旧には早急な対応と多大な費用、労力が必要になっています。

事実として、今年の夏、揚水ポンプが故障し、稲穂の生育が危ぶまれましたが、幸いにも揚水組合の方々の緊急対応と産業振興課からの助言により、破滅的な事態は回避出来ました。また再発防止に向けた復旧工事の目安もつきました。この間、緊急対応と再発防止検討が、復旧予算も定まらないまま、同時進行とすることになり、この費用の捻出に苦慮したところ

です。

については、緊急事態に有用な支援制度の現状と今後の展望に併せて伺います。

2点目、耕作持続可能な水田の整備に関する支援について伺います。

耕作者の高齢化が進む中、水利管理も含め作業効率のよい水田は大規模農家へ集約されていき、作業の効率の悪い水田は耕作放棄地へと流れが今後さらに加速していくものと思われます。もとより周辺環境に悪影響を及ぼす耕作放棄地対策と優良農地の生産性向上は表裏一体で整備を進めることが、農地の維持、自然環境の保持に効果的だと考えます。しかしながら、かんがい施設を含めた農地の整備や該当地域の多くの農地所有者、耕作者の合意が不可欠であり、さらに多額の費用がかかることから、行政の支援は不可欠だと考えております。

については、現在支援を得られる補助事業はどのようなものがあるのか。また、今後耕作放棄地解消に向けての対応などを伺います。

3点目、耕作放棄地、農地等にソーラーパネルの設置計画が進んでいますが、町の関与や指導はあるのでしょうか。あればその内容を、なければその理由を伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 久我真澄議員のご質問にお答えをいたします。

1、農用施設の維持管理について、1点目の揚水ポンプ等の突発故障復旧に対し、本町ではどのような支援が可能かについてお答えをいたします。

まず、揚水ポンプ等の突発故障復旧に対しての支援でございますけれども、活用出来る制度といたしましては、土地改良施設維持管理適正化事業の緊急整備補修が考えられます。本事業は、農業水利施設の機能を最も効率的かつ経済的に維持するため、定期的な更新整備や保全管理を図ることで、既存の施設の機能保持と長寿命化を目的とした事業となります。国及び都道府県が事業費のそれぞれ30%、市町村が10%の補助を行うことにより、残り30%を地元負担で工事实施が可能となるものでございます。地元負担金は拠出金という形で5年間の積み立てを行いますので、分割され単年度での負担を抑えることが可能となります。

ご質問の突発故障の場合も本事業の緊急整備補修を活用すれば、その故障年度に実施も可能となりますけれども、施設の機能診断等の事業要件もございますので、まずは産業振興課へご相談をいただきたいと思っております。

なお、今現在、陸沢町では多面的機能支払交付金ということで、これ草刈りだけの事業ではなくて、こういう揚水施設等の通常の維持管理ということにも、このお金を使っていただきたいということになっております。そういうことで、こういうお金を使っていただいて、ふだんの定期点検というものもこの中でしていただければ、突発事故を事前に防げるのではないのかなと。また逆に、補修が必要だということが感じられれば、先程言った事業を積み立ての中で活用していただくというのも一つの方法かというふうに思います。

いずれにいたしましても、この辺のところの詳細については産業振興課のほうにご相談いただいたらいいのかなと思っております。

2点目の耕作持続可能な水田の条件整備に関する支援はどのようなものがあるかについてでございますけれども、国・県及び市町村とも農地中間管理機構を介して、その地域における一定程度の農地集積を行う場合には、圃場整備などの補助事業への取り組みが可能となるもの、また地域の担い手が法人を設立し、集落営農等に取り組む場合に、一定程度の補助はございます。

いずれにいたしましても、地域の担い手との対話を増やした中で、条件の見合う補助事業を活用していきたいと考えております。これは、一時期政権が変わったときは、土地改良一般事業費は3分の1程度に確かなったと思いますが、今現在では、現在の政権の中では、補正予算等を含めるとほぼ従来の水準に達しているというふうに聞いております。

そういった中で、先程も話しましたように、ただ、農地中間管理機構、これを使うと下手すると100%補助というような事業も、場合によってはあるようでございますので、出来れば、この農地中間管理機構を通したような形に地域を持っていけると、より高率の補助が使えるのかなというふうに考えているところでございます。

3点目の耕作放棄地、農地等にソーラーパネルの設置や計画が進んでいるが、町の関与や指導はあるのかについてでございますが、町といたしましては耕作放棄地等、荒廃農地の解消との観点からは、ソーラーパネル設置による発電事業、ソーラーシェアリングというふうに言われておりますけれども、一つの有効な手段であると考えますことから、それぞれの地区に発電事業者のプランを紹介することはございますけれども、その事業を実施するかどうかの判断は、最終的には地権者でありまして、発電事業者と地権者が交わす契約等に町が直接関与するという事は出来ないというのが実情でございます。しかしながら、最終的には、一種農地の場合は全部農業委員会の許可をとらなきゃいけないということもございますので、農業委員会の許可をとるときに色々な一定の要件が入っているのではないかなというふうに考えております。

したがって、契約後のトラブルにつきましては、町が仲立ちをすることは出来ませんが、地権者が発電事業の契約をされる場合には、発電事業者の条件などの話をよく聞くとともに、熟考していただいて契約をしていただきたいというふうに考えております。また、町も当然紹介するわけですから、事前に内容等をよく把握をしながら、そこら辺のところを地権者の皆さんにも紹介をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 久我眞澄議員。

○2番（久我眞澄君） ただいま、第1点目について、土地改良の緊急工事等があるよということで伺いましたけれども、本件に対しては、実は舗装した直後に産業振興課のほうに相談に行きまして、この辺のことについて打ち合わせさせていただいたんですけども、いけません、水が必要で、今水をやらないと稲は全然駄目になってしまうと、壊滅的状况になってしまうということで多いに慌てまして、こちらのほうの補助を使うことは出来ないという判断でありました。

かなりの緊急性があるわけですし、その再発防止対策まで含めた復旧をやるということになりますと、とても1年の間の工事では済まない。1年の間の工事、かなりの作業量、物事を皆さんの合意とかその辺をとってから進めない出来ないということで、もっと使いやす

い緊急対策は出来ないものかなということが1点。使いやすいということは要するに即その場でも使えるような緊急対策ですね。急いでいる場合にはポンプの発注一つをとってもすぐに発注しないと間に合わないというような事態ですので、発注してしまえばもう補助金は使えないよという、そういう事態にもなっているわけですし、この辺はもっと使いやすい支援がしていただけないかなということが1点です。

それと2点目のほう、持続可能な水田の整備ということですが、これについてはやはり中間管理機構等を使ってやればやれるよという話も聞かせていただいております。それに向かって水田の整備を進めていこうかなということで進めておりますけれども、いかんせん、水田の作業効率がよくなければ水田として生き残っていけないと。これが実情ですので、この辺は耕作維持可能な水田のかなめでもあるわけで、これもとても受益者負担ということでもやることも出来ないんで、当然行政の支援が不可欠ということなので、これも今言われたような内容に沿ってやっていきたいと思っておりますので、もうひとつよろしく願いいたします。

3点目のソーラーの件ですが、現在、営農型太陽光発電ということで、この計画が私どもの近隣でも加速しているように見受けられます。この件につきましては、売電価格の低下等に、農地の低額な固定資産税を利した営農型太陽光発電ということで、農水省の耕作放棄地対策及び営農者の利益補填方法として推奨するところとなっておりますが、しかしながら、農地ゆえの規制も多くて、また高利回りの投資対象でもあるということで、農地を貸す所有者のリスクも高まっています。

については、発電事業者が20年の長きにわたって契約が履行され続けられるか否かというのは大きな問題でございます。途中で放り出されても、大変、契約者としては困るわけですし、この辺のことについては契約先業者の信頼性や実績、実態調査及びその契約の内容についての助言については、どうしてもいただく、調べていただきたい。自己責任、ただいま言われたように契約は自己責任の再認識と、これをするとともに、自信を持って契約出来るような状況を作っていただきたいと、このように考えております。理想的には、そこまで行けばいいかと思っております。

2回目の質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 久我眞澄議員の2回目の質問にお答えいたします。

農用施設、揚水施設ですね、突発的に壊れた場合、一番困るのは農家ですよ。ということで、私が先程提案したように、事前に、いつ壊れるかわからないということでは、本当に

水が来なきゃいけないときにポンプが回らないと水が来ないということになりますと、下手をすると収穫皆無だということも当然予測がつくわけでございます。

したがって、事前に多面的機能支払交付金等の資金等を使いながら、定期点検で事前にわかれば、事前にもう計画的にここの部分が駄目なんで、これをポンプをこうしなきゃいけない、モーターをかえなきゃいけないということがわかるはずでございます。ということをしていただければ、先程言った事業が十分に事前に使えるというふうになると思いますので、そこら辺のところの認識を少し変えていただくと、緊急時に、あるいは緊急時にならない対策がとれるのではないかなと思いますので、是非地元の方の農家のご指導をしていただければ助かると思います。そうすることによって農家自身が、ご自分自身が助かるのではないかなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

町でそれぞれ排水対策事業等はやっておりますが、そういうものもそのような形をとって事前に補助事業にきちっと対応出来るような体制をとっております。ということで、是非議員のほうからもご指導いただければというふうに思います。

それから、農地中間管理機構を使いますと、先程、土地改良事業補助金も大分戻ってきたというお話をさせていただきました。この中間管理機構を使うことによって土地改良事業も出来ますよ、若干の負担はあるようですが、先日も、農業事務所の先進地視察で言っておりましたが、皆さん色々工夫をしております、農家負担が5%以内、あるいは結果的にゼロに近くなったということも言われております。やはりそのためには、こういう国の制度をうまく使っていくことが非常に大事なかなというふうに思っております。

そういうことで、是非、集落営農は法人化しないとなかなかこういうものが使いにくいということがございますので、そこら辺についても、町内にも法人化したところ、あるいは個人でも法人化して色々やっているところがありますので、是非そういうところを研究していただいて、是非そういう方向に誘導していただければ、結果として今使いにくい農地についても、土地改良事業等を入れることによってもっともっと効率のよい農作業が出来るようになればなというふうに思っております。

また、町としましても、湿田等については、もうなかなか田んぼで機械を据えるということが非常に難しくなって来るといふ圃場も結構あるかと思えます。そうした場合には、公共事業の残土を使いまして、もうそれに合ったような土ということで、最近では長生土木事務所も非常に厚意的にいい土を優先的に睦沢町に回してくれているということもございまして、そういうことも考慮に入れながらしていただければ、農家にとっては非常にプラスにな

るのかなと。

ただ、水稻よりも畑作のほうがどうしても手間はかかるということがございますので、やはり効率的な作物ということがなってくると思いますので、そこら辺については私のほうもまた十分農業者の皆さんに、こういう作物があるというようなことで、先程も挨拶で申し上げましたように、農業の支援センターということもJAと一緒に今回立ち上げる予定でありますので、皆さんのご同意をいただければということになりますけれども、そういった中でもそういう指導を強めていければなというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 本件については、実は明日、集落営農組織全体会議というものが開催されるという通知をいただいております。この中で、農地耕作条件改善事業とか設備投資に係る補助事業とかというものの紹介もあるかと思っておりますので、この会議が今後の営農活動の励みになるということを期待しております。

また、最後になりますけれども、今私の言ったことは、農業が基幹産業として育っていくということではなくて、将来へ荒廃した農地やソーラーパネルの残骸が広がる睦沢町の景色は私は見たくないということから、これは私だけでなく、町長も町民の皆様方も皆同じ思いだと思いますので、この辺のことを十分に考慮して行政のほうもまたやっていただきたいと思っております。

以上です。特に答えは要りません。

（「議長、せっかくだから」の声あり）

○議長（市原重光君） せっかくだから、答弁するそうです。

市原町長。

○町長（市原 武君） 今、ソーラーパネルについて、議員がおっしゃるとおり、20年後に放置されるということでは困りますので、その契約内容については町のほうも十分精査しながら指導していきたいなと思っておりますが、今の現状を見ますと、上市場で長年耕作放棄地だったものが非常にきれいになっているなという実感が非常にあります。そういうことで、これについては近隣町村でも非常に問題としている町村もございますが、睦沢町の場合、皆さんご承知のとおり職員も優秀で一生懸命頑張ってくれております。

ということで、一種農地に安易にそういうものを設置するんじゃなくて、今まで本当に困っていたところにそういうものを誘致しながら、あるいは条件が悪かったら、先程申し上げ

ましたように、残土といいましても砂で、後程畑として使いやすいような砂を入れるような、そういう指導をしながらやっておりますので、そこら辺についてはまた今後とも同じように進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（市原重光君） これで2番、久我眞澄議員の一般質問を終わります。

1時まで暫時休憩といたします。

（午前 11時46分）

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 先程の休憩時間に議会運営委員会が開催されています。

内容について、中村 勇委員長から報告願ひます。

中村 勇委員長。

○議会運営委員長（中村 勇君） 議会運営委員会から報告をさせていただきます。

先程の休憩中に正副議長室において、市原議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日採択されました請願1件についての意見書提出に関する発議案1件の取り扱いについて、協議を行いました。

その結果、意見書提出に係る発議案1議案を追加日程として、本日の日程の最後に追加することに決定いたしました。

よろしくご協力のほどお願ひ申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

ただいま報告のありました発議案については、議会運営委員会で決定のとおり、追加日程として本日の日程の最後に加えることにしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案については、追加日程として本日の日程の最後に追加することに決定

しました。

ここで、追加議事日程及び発議案を配付させます。

(追加議事日程、発議案配付)

○議長（市原重光君） 配付漏れはございませんか。

(発言する者なし)

○議長（市原重光君） それでは、会議を続けます。

◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（市原重光君） 一般質問を続けます。

次に、1番、丸山克雄議員の一般質問を行います。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 公明党の丸山克雄です。それでは、通告事項に沿って質問をさせていただきます。

この10月、町の人口が増加しました。わずか2名のプラスでしたが、生まれた子供の数が多かったようで、とてもおめでたいことでもあります。これは本町が子育て支援に力を入れている成果の一つであり、出生数を上げる施策をさらに推進していけば、単月の人口プラスは今後もあるものと期待出来ます。

さて、本年度より出産祝金制度が設けられました。以前のものよりも子育て応援商品券と比べて好評と聞いており、よい転換であったと思います。この出産祝金ですが、2人目、3人目以降のお祝い金を増額出来ないものでしょうか。

今年3月の議会で、出産の励みにするためにも2人目、3人目以降を増額してはどうかとの私の質問に対し、町長は出生数が30人が40人、出来れば50人という形になれば幸いだと思しますので、検討してみますとの回答でありました。

10月の町人口の結果を見るまでもなく、子育て支援のアピールはインパクトのあるほうが望ましいと思います。

次に、産後ケア事業についてであります。

現在、町では保健師による訪問指導、相談を進めております。いわゆるアウトリーチ型の対応をしているわけであり、相談を受ける中で、母子の困っている事柄をまとめておりましたら、本町ではどのような課題やニーズがあるのか、お聞かせください。

産後に家族のサポートが十分に受けられず、不安な育児をする中で、症状が重くなるケー

スもあるかと思えます。そのようなときに安心してケアしてもらえる医療機関の存在は欠かせません。近隣で出産した人は、その病院で受け入れてもらえるのですが、遠くで出産した人はすんなりといかないこともあると聞いております。

出産する方の多くは、生まれ育った実家に帰って出産されると思います。遠くから本町にいらしている出身者も少なくありません。産後の重いケアを誰でもスムーズに利用出来るよう、医療機関との連携を深め、協定を結ぶなり、しっかりとした備えを進めていただきたいと思えます。

さて、スマートフォンから睦沢町ホームページの「子育てするならむつざわ」を開きますと、初めに本町の子育て支援の年齢別カレンダーが出て来ます。このカレンダーは大変見やすく、メニューが一目でわかり、参考になります。先程の午前の町長のお話にもありましたように、ワンストップの窓口の一つとして使えるものだと思います。

子育て世帯の皆さんは、このページをご覧になっていると思いますので、判断材料として正しい情報の提供は必須であります。したがって、このカレンダーをより正確なものに直して欲しいのであります。削除するもの、追加するもの、訂正するもの、年齢区別を分けるなど、全体のレイアウトやイメージを生かして、より正確なカレンダーに改訂し、情報を提供していただきたいと思えます。

いずれにしましても、子育て支援は睦沢町の未来を安定させ、希望を作る事業であるわけで、力を入れて取り組んでいただきますよう要望いたします。

続いて、ブロック塀等についてであります。

ブロック塀等の耐震化は、1978年の宮城県沖地震を契機に、1981年の法改正で強化されたはずであります。ご承知のように本年6月、大阪府北部地震で被害が発生しました。その後の報道を見ましても、危険な状態は実に全国で内在しておりました。宮城県沖地震から40年たった今でも、ブロック塀の安全は不明であります。

防災の観点から見ますと、塀などの倒壊等による被害の軽減や避難路の寸断は防がなければなりません。特に通学路など、公道に面した部分は安全を確保し、出来ることならフェンスや生け垣への転換が、景観の上でも安全の面でも望ましいと考えます。

しかしながら、民間のブロック塀の改修はなかなか進んでおりません。進まない理由として、安全への危機感が薄いのではないかと思えることと、経済的な面もあるのではないかと推測いたします。

民間の改修工事を促そうと、補助を出す自治体が増えてきました。近隣自治体の例ですが、

長生村はこの7月からブロック塀の撤去に条件つきで補助金を出すことになりました。1平方メートル当たり8,000円で最大20万円まで、現在4名が申請中だとのこと。市原市は、撤去に1平方メートル当たり5,700円、最大10万円までです。フェンスへの補助は1メートルにつき1万900円で最大15万円までとあります。

本町でも、安心して安全なまちづくりを標榜するからには、改修工事の経済的な支援を検討してみるべきかと考えますが、いかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 丸山克雄議員のご質問にお答えいたします。

最初に、1、子育て支援について。

1点目の、出産祝金の2人目、3人目以降を増額してはどうかについてでございますけれども、本町の出産祝金支給事業は本年度より施行しております。前年度までは乳幼児育児用品支援事業として、2歳未満の乳幼児に1年度当たり1万円の金券を、2か年にわたり支給をしておりました。

しかしながら、金券を使用出来る店舗が限られていること、使用出来る商品が育児用品に限られていること、金券に期限があることなどの理由から、保護者の方からも使い勝手がよくないのご意見をいただいております。

これらに加えて、金券の作成に費用がかかることから、本年度より出産祝金として出生時に2万円を給付することとし、事業の改善を図ったところでございます。

ご質問の、出産祝金の2人目、3人目以降の増額でございますが、事業が本年スタートしたものであることから、当面このままの形でと考えております。ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、子ども・子育てにつきましても、先程もお話が出ていましたように、ワンストップ窓口、窓口改善ということも今、取り組んでおりますので、順次進めて参りたいと思っております。

次に、2点目の産後ケア事業について、十分な備えをしてはどうかについてでございますが、町では妊婦・乳児に対しまして必要な情報の提供や訪問指導などを行っているところではございます。昨年度から産婦・新生児訪問の回数を増やし、不安や悩みの相談等に対応し、心身のケアや育児のサポートを強化したところでございます。

新生児訪問の折の相談内容としては、乳児の体重の増加に関すること、母乳やミルクなど

授乳に関すること、湿疹やかぶれなどに関するものが増えており、産後ケア事業に関しては、本町が事業を実施していないからかもしれませんが、訪問の際には相談を受けていないのが現状でございました。

しかしながら、11月末の1歳半健診の折に、産後ケア施設を利用したという方がいらしたそうでございます。利用した理由は、8月に第2子を出産し、母乳について不安があったため、当初は産院の母乳外来、これは30分程度だそうです、これを受診したそうですが、やはり不安が残っていたことから、産後ケア施設を利用したということでございました。産後ケア施設では、長時間にわたり行き届いたサービスやカウンセリングを受けられ、不安の解消につながったとおっしゃっていたそうでございます。

このように、産後は誰でも不安になりますので、産婦の体の回復と心を安定させ、安心して育児が出来るようサポートすることは大変重要であると考えております。

近隣では、いすみ市のもりかわ医院が産後ケア施設を立ち上げたこともあり、今年度からいすみ市において、その利用料の一部を助成する産後ケア事業を開始しております。

当管内の産院においても、産後ケア施設の立ち上げが検討されているというふう伺っておりますので、近隣市町村と連携を密にしまして、子育て支援の充実を図って参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目の、より正確な年齢別カレンダーに改訂してはどうかについてでございますが、ご指摘ありがとうございます。また、内容が2018年1月現在となっておりますので、最新の内容でホームページを修正させていただいたところでございます。ご指摘をありがとうございます。

町ホームページにつきましては、住民が必要とする情報の確保、行政サービスを推進する積極的な情報発信、そしてそれらの情報を誰もが容易に取得出来る環境が求められますので、掲載内容等について十分精査をし、充実した情報の発信に努めて参りたいと考えますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、2のブロック塀等についてお答えいたします。

本年6月、大阪府北部を震源とする地震によりましてブロック塀が倒壊し、児童が死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。このような事故が再び発生しないよう、児童の通学時における安全確保を目的に、小学校を中心としました半径500メートルの区域内の通学路の点検を、去る11月5日に実施したところでございます。

本調査で対象となったブロック塀は14箇所、4箇所において笠木の不安定や亀裂、傾斜

などの不具合が見つかりました。それらの所有者等には、小学校通学路に面するブロック塀の点検結果のお知らせをしております。

なお、不具合のあったブロック塀の所有者には、地震等で倒壊するおそれがありますので、早急に改善するようお願いをいたしました。しかしながら、所有者にとって改善には費用負担もございますので、早急な対応が難しいことも考えられます。

国では、ブロック塀等の安全確保の推進といたしまして、通学路の町が指定する路線を対象に、ブロック塀の耐震診断、除去、新設、改修に対し補助を行うとしております。まだ補助金等の詳細は不明ですが、国からの要望調査には補助を希望すると回答しており、詳細が明確になった時点で、町としても対応して参りたいと考えております。

また、通学路以外のブロック塀については、リフォーム助成の中での対応という考えもありますが、今の要綱ではブロック塀を対象としておりませんので、助成の対象に出来るかということ国に確認しております。

なお、広報むつざわ11月号にも、ブロック塀の安全点検について、まず自分のブロック塀が安全であるか、点検のチェックポイントを提示し自己点検をしていただけるよう掲載しておりますので、まずは自己の責任において安全点検、そして改修などが促進出来ればと考えているところでございます。

また、町といたしましても、安全・安心なまちづくりについて十分考慮して参りたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 丸山議員。

○1番（丸山克雄君） ご回答ありがとうございます。産後ケアのほうをしっかりと取り組んでいただければと思います。

カレンダーのことは、内容は細かいことを私、言わなかったんですけども、多分ご存じだと思いますので、すり合わせをしたいと思うんですがね、今現在のやつは1月時点ですが、当然変わっていきますね。

したがって、例えば削除という点では、高校生の奨学金というのはもうないと。それから、追加ですが、例えば英語検定とか漢字検定というのも入れてもいいんじゃないかと思うんですね。あるいは、青少年相談員のキャンプ事業もありますし、結構他にもあると思うんですね。それから、訂正という面では、例えばカレンダーのお部屋が就学前で終わっていますのでその辺の基準。それから、小学生と中学生が一つのくくりになっていますので、こ

それはやっぱりメニュー的に小学生も結構ありますから、出来れば小学生、中学生を分けたほうが、より具体的でわかりやすいんじゃないかと思うんですね。そんなふうなことで、そう、これ学童保育が中学生までとなっていますので、ちょっと大変問題があると思いますので。

その他、色々、総合的に調整とか整理が必要だと思いますので、宮崎副町長の活躍に大いに期待したいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、確かにブロック塀ですね、独自にやるのが一番早いんでしょうが、なかなか厳しいと。それから、リフォーム事業の中身も、耐震という項目では一部補助という項目が屋根とかありますので、その辺、うまく出来るかどうか、ひとつ、何としてもこの危険な箇所は早急にやっぱり直していただくよう、町のほうのご努力もお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 細かいご指摘、ありがとうございました。

カレンダーについて、また担当課に十分示唆をして、十分対応するように申し上げたいと思います。

それから、ブロック塀関係でございますが、先程も申し上げましたように、睦沢町も補助を希望しているという調書を出してありますので、詳細についてわかり次第、早速取り組みたいというふうに考えておりますので、また色々ご指導いただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） これで、1番、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） 次に、5番、田邊明佳議員の一般質問を行います。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） それでは、通告順に従い、質問させていただきます。

一つ目、有害鳥獣対策について。

イノシシ対策の一つであった銃による3町合同駆除が、本年度より見送られました。この件については、以前も他の議員が質問しておりましたが、寄せられている住民の声に応えるためにも質問させていただくものです。

現在、銃による駆除をやめたことにより、駆除を行っている他市町村からイノシシが流入するのではないかとの懸念が住民の中でもあります。目にすることが多くなったような気が

するとのこともお声も頂戴しております。

実際の個体数にかかわらず、こういった声が上がっているのは、やはり住民の皆様にとって合同駆除は、成果にかかわらず、イノシシに対する抑止力として期待するところがあるのではないのでしょうか。

そういった不安の声が聞こえる中、銃による駆除はやめても、目に見える成果があれば、住民の方も安心すると思われましてお尋ねします。

本年、3町合同の銃による有害鳥獣駆除は中止となりましたが、その影響はあったのでしょうか。銃による駆除にかわる方策で、成果はどれほど上がったのでしょうか。また、銃による駆除への再開の考えはあるのでしょうか。

それと、6月定例会で、平成30年度睦沢町一般会計予算の補正にありました、イノシシ棲み家撲滅特別対策事業ですが、耕作放棄地の解消と、人が荒地地に入ることによるイノシシへの牽制にもなる、大変いい事業だと思います。

今年度は上之郷地区ですが、この事業が有効だとなれば、駆除と併せて、町として強力に進めていくことも視野に入れることも考えるべきではないかと思えます。ですので、今現在の進捗状況と、見込まれる効果を伺いたいと思えます。

二つ目、スマートウェルネスタウン拠点形成事業について伺います。

スマートウェルネスタウン内に作られる予定の加工施設ですが、町としてどう農業、商業の発展に利活用していくのでしょうか。今までも、農村環境改善センターの加工施設や道の駅内の施設も作られていましたが、限られた人が使い、廃れていくという現状もあります。

民間が経営するとはいえ、民間の活力とノウハウを利用してというからには、町がやる以上の大きな成果を期待するものですし、町がかかわるからには公共的な要素も大きく、多くの住民に寄与出来るような施設を作るというのは大前提だと思いますが、作られるという加工所はどういった目的を持ち、どういった方の利用を考えているのか。また、町はそれをどう睦沢町の農林と商業の発展に利活用していくのでしょうか。

三つ目、総合運動公園の運営について。

以前いただいた総合運動公園に関する議案審議資料、スマートウェルネスパークむつざわ共同事業体の提案の概要版ですが、「公民連携による様々な事業展開により、貴町の活性化に寄与する健康、スポーツ、観光、交流の拠点形成を図ります」とし、大きく四つに分けられたポイントの内容は、「ポイント1、民間ならではの発想で健康まちづくりに向けた積極的な事業を展開します。ポイント2、スポーツツーリズム事業実施により、年間10万人の利

用者の実施を目指します。ポイント3、公共資産を有効活用し、町の費用負担対効果の向上に結びつけます。ポイント4、実施目標を確実に達成するための体制を構築します」とあります。

これは、平成29年12月定例会議案第10号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定の際の議案資料ですが、これを見て、この団体は町には出来ないような素晴らしい取り組みをしてくださる、町民の健康増進や施設利用を大幅に上げていただけると、大いに期待しての賛成でしたが、ふたをあけてみますと、今のところ特に町民にとって大きく寄与したという印象もありません。

逆に、話題になった多目的広場のイベント利用制限、加えて新たなグラウンドの建設、ポイント3の「公共資産を有効活用し、町の費用負担対効果の向上に結びつけます」内の「同じ費用負担でもより高い効果を、同じ効果をより少ない費用負担で」から、いささか離れているのではないのでしょうか。

私としては、いまだに農林商工まつりが去年開催されなかったことや、決定された新しいグラウンドへの疑問の声がいまだ町民から聞こえるのは、運営の事業効果がさほど町民の皆様に見えないせいもあると考えています。

町として、現在の運営にどういった高い効果があると考えているのか、教えていただきたいと思います。

四つ目、スギ非赤枯性溝腐病について。

現在、県産のブランド杉、サンプスギのスギ非赤枯性溝腐病の感染が問題になっています。

戦後、サンプスギは県の推奨を受け、挿し木により植樹されてきましたが、溝腐病は罹病した親の木を挿し木することにより、病気を持った子がそのまま大きくなり、年数がたつてから発症する病です。1995年の県の調査では、県全域で感染が平均約55%で、感染率の高い千葉市では約70%でした。

この病は治療法がなく、感染すると幹が縦方向に溝をつくり、いびつに変形し、患部から腐ってしまい、倒れる危険性があります。県全域で55%ということは、睦沢もそれなりの規模で罹病している可能性があります。しかも、若木のうちは発症しません。町林業への影響と、道路周辺に罹病した杉はあるのか、伺いたいと思います。

最近、台風で倒木という話もよく聞きます。全部が病気というわけでもないでしょうが、県で2本に1本という数は見過ごすことが出来ない数字だと思います。そういったことから、町は罹病した木があった場合の対策の考えはあるのか、伺いたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊明佳議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、1、有害鳥獣対策についてお答えいたします。

1点目の、イノシシ対策の一つであった、銃による3町合同駆除が本年度より見送られた影響については、すぐに検証することは難しいと考えるので、当面は状況を注視していきたいと思ひます。

また、再開についても、状況を見守るとともに、駆除の実施における安全面の担保がとれた際には検討したいと考える。

次に、2点目の、イノシシ棲み家撲滅特別対策事業補助金の見込まれる効果と進捗状況についてでございますが、本年度の事業は11月18日の刈り払い作業をもって完了しており、事業内容として8月に3日間、11月に4日間の刈り払い作業が実施されました。

効果といたしましては、林縁部の耕作放棄地の雑草等が繁茂し、イノシシのすみかとなり得た状況を解消したことは、被害防止の一端を担っているということで、私どもも評価をしているところでございます。

また、本年度は1地区の実施にとどまりましたけれども、来年度は5地区8組織からの実施の希望が上がっておりますので、被害防止の効果をより一層期待しているところでございます。

なお、3町合同の銃による実施の関係でございますが、どうも長柄町と長南町はそれぞれ独自に実施するのではないかという情報が入っております。そこら辺は、状況を見ますと、4月からでございますが、11月までのわな等の捕獲数、全体で、これはイノシシだけで見ますと睦沢町は53頭、4月から11月で。これに対して、長南町は既に401頭、長柄町は273頭ということで、桁違いに、長南町に至っては10倍まではいっていませんけれども、やはりかなり深刻度が進んでいるのかなという状況でございました。

先程も申し上げましたように、睦沢町も安全面の担保を早くとりながら、この対策をとればというふうを考えているところでございます。

次に、2番目のスマートウェルネスタウン拠点形成事業についてお答えをいたします。

スマートウェルネス内の加工施設を、町としてどう農業、商業展開に利活用していく考えかというご質問でございますけれども、スマートウェルネスタウンの加工施設は、睦沢町を中心としました、千葉房総におけるオリーブ加工品の製造に軸足を置く形で、またそうした

加工品などの情報発信拠点として利活用していくことを予定しております。

加工施設を使った今回の取り組みが、本町の新たな特産品の創造につながり、また洗練された質の高い加工品の製造が、国内外における睦沢町の知名度向上、次世代の睦沢ブランドを確立していくものと考えております。

また、同じ建物には、情報発信拠点としての機能も有するカフェコーナーを併設しており、本町に来訪する人々への直接的、積極的な情報発信を行うことが可能になります。さらに、道路を挟んだ道の駅本体には、農産品の直売所やレストラン機能を有しており、より多くの来訪者への情報発信が可能となります。

本町における今回の取り組みが、世の中に広く発信され評価されることによって、道の駅全体の来訪者を増やし、結果、生産者の皆様の所得向上、農業にかかわる個人、法人の方々の売り上げ向上など、本町の商業の発展に貢献出来ればと考えております。

また、道の駅の直接的な取り組みではありませんが、今回の房総エリアにおけるオリーブの取り組みは、昨今、社会問題となっている耕作放棄地の問題にも大きな役割を果たすものと考えております。

安定したオリーブが収穫されるまでには、数年単位の時間がかかることが予想されておりますが、今回の取り組みは中長期的な視点から、農産物の育成、発展を考える上で非常に意味のあるものだと考えております。

なお、このオリーブへの取り組みが評価され軌道に乗ったときには、町民の方へもオリーブ栽培や加工について奨励していくとともに、かつ、町としても後押し出来るような方策も考えていきたいと思っております。

以上のような取り組みによりまして、睦沢町の農業、商業の発展に貢献して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この加工施設でございますが、オリーブの収穫期でない期間というのが結構長くあります。その場合には、新たな加工品の開発と製造等も予定していきたいというふうに考えておりますが、議員も十分ご承知のとおり、保健所の許可をとらなくてはいけないということで、当然仕切りをしたりなんかをしないと、違う種目については使えないのではないかと、いう制約があるというふうに考えております。

そこら辺も考慮した中で、例えば新たなフルーツが出来たら、そのジャムを作るとか、そういうもので出来るように、当然仕切りを作りながら、保健所の許可を得るという作業が出来ますけれども、そういうような形で、年間を通してオリーブの油を搾るというわけではあり

ませんので、有効活用を図って参りたいなというふうに考えております。

また、議員も農業には精通しておりますので、いい案があれば是非またご指導いただければ幸いと存じます。

次に、3番目の総合運動公園の運営についてお答えをいたします。

以前の議案審議資料で「同じ費用負担でより高い効果を、同じ効果をより少ない費用負担で」とあったが、現在の運営にその効果が特に見えないがというご質問ですが、新たな指定管理者による社会的効果について申し上げたいと思います。

指定管理者変更から1年半が経過しておりますが、平成29年度の実績を基本に、その効果についてご説明をしたいと思います。

指定管理者による公共施設の運営の効果を検証するには、特に量（利用者数）と質（サービスの内容）の両面で評価する必要があると思っております。

平成29年度、30年度ともに、指定管理料についてはこれまで同等の金額となっておりますが、私といたしましては、これから述べるような効果について向上しているものと考えております。

まず、利用者数（量）については、平成29年度施設利用者数は6万9,356人となり、これは前年度と比較して117.1%、1万138人の増加となっております。町内利用者数は、平成28年度から112.5%、4,847人の増加となっております。

また、施設の利用時間を21時まで延長した、時間延長ですね、利用期間を増やしたり、これは野球場の年間利用ということでございます、するなど、より多くの町民に施設を利用させていただくことが出来ました。

また、指定管理者は新たにスポーツツーリズム事業として、町民利用の少ない週末の日中や休暇期間等に、主に町外の宿泊施設や旅行代理店などと連携して、町外からのスポーツ合宿などの受け入れを実施しております。

限られた公共資源を有効活用することで、利用料収入の増加を図り、その収入を活用して、施設の利用増加に伴う管理費用や光熱水費の増加に対応しておるところでございます。

こうした町外利用者の増加に伴い、町民との交流機会の増加や、町内での飲食、物販の機会創出にも貢献しているものと思われま。

一方で、サービス面での質については、施設の利用時間、利用期間の延長・拡大などの面において向上が図られております。また、指定管理者のコンセプトとして、町民の方の健康や体力づくりに寄与することを掲げており、これまで実施されて来なかった子供たちのスポ

ーツ教室やヨガ教室を定期的を開催し、気軽に参加出来る機会も提供しております。

平成29年度は、イベントといたしまして陸上、サッカー、バスケなどにおいて、一流選手、指導者による体験教室なども実施しており、また、平成30年度はテニス教室も実施予定と聞いております。

町の事業とも連携をいたしまして、平成30年度からは最新健康器具を活用した健康プログラムも事業を開始しており、これまで定期的に運動する機会がなかった方の健康づくりや健康への意識啓発にも努めております。実は、これ、私も週2、3回利用させてもらっております。

総合運動公園の管理運営については、新たな指定管理者導入により、量の面でも質の面でも社会的な効果は増加しているものと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

しかしながら、議員がおっしゃるように、住民が実感していないということが一番の問題かなという認識は持っております。この辺についても、こういうサービスが始まったというPR等を、指定管理者ともども、もっともっとPRしながら、今後ともこれにますます力を入れて参りたいなというふうに思っております。

どうしても指定管理者がかわったことによるトラブルが当初はどうしても出てしまったと、これは否めない事実として受けとめたいと思っております。しかしながら、最近においてはそこら辺もスムーズになって来たのかなと。

指定管理者と従来のあそこの管理者と、このすみ分けが少しずつではありますが、出来て来ているのかなという感を持っております。これがきちんとすみ分けが出来て、両者がそれぞれの特徴を生かしていくならば、町民にとって素晴らしい施設、あるいはその効果が出るものと期待をしているところでございます。

いずれにしても、議員がおっしゃるように、まだ住民が実感がないというのが一番の問題だと思っておりますので、これについては十分PRを図りながら、私もやっているけれども、こういう効果がありましたということも言っていきたいなというふうに思っておりますので、また今後のご指導をよろしく申し上げます。

最後に、4番のスギ非赤枯性溝腐病についてお答えします。

サンプスギのスギ非赤枯性溝腐病の感染が問題になっているが、町林業への影響と、道路周辺に罹病した杉はあるかとのご質問ですが、県内の感染の状況について、千葉県北部林業事務所に問い合わせたところ、県北の地域では、田邊議員のご質問のとおり、被害が問題になっているとの回答でございました。

しかしながら、本町においても罹病した杉を見受けることもありますけれども、深刻な問題とまではなっておらず、町林業へ与える影響はほぼないものと認識をしております。こちら辺については、町で林業を扱っている、業としている方等にも確認をとっておりますが、今現在では、地元にある木を使って自分の家を建てるという方がほとんどないようでございます。そのようなことから、林業にはほぼ影響がないという回答を得たところでございます。

また、道路周辺におきまして、罹病と思われる杉も実は一部見受けられましたけれども、すぐに対策をしないと道路通行の妨げとなるような、切迫した状況のものは見受けられないというところでございました。

いずれにしましても、今後もパトロール等により倒木を発見した場合は、迅速な撤去等も行い、道路利用者の安全や円滑な通行が出来るよう対処して参りたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいというふうに思っております。

しかしながら、赤道と言われた部分については、町ではほとんど管理が出来ていない。地元住民の方に管理をしてもらっているというのが実情でございます。また、そういうところについては、ほとんど一般の通行がないというようなことから、差し当たっての危険性がないという捉え方をしておりますが、そこら辺等については先程もありましたけれども、多面的機能等々で地元の皆さんにはご足労をおかけしますけれども、よろしくお願ひしたいなど。

また、通行にとって非常に不便だと、危険があるということであれば、また区を通して町にご一報いただけましたら、早速対応して参りたいなというふうに考えているところでございます。また、そういうところがありましたら。

あとは、町道に隣接する個人のという場合等もあると思っております。これらについては、本来個人のものについては個人が管理というのが原則でございます。しかしながら、ここが道路の支障になるということであれば、ご相談をいただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） まずは、ご答弁ありがとうございます。

まずはイノシシですが、当面実施しないというお考えのようで、安全面がというお話も今ありましたけれども、統計では平成27年の環境省のデータで、狩猟によって発生した事故発生件数は74件でして、うち死亡は7人、重軽傷は69人。免許交付件数は19万68件で、確率にすると事故発生は0.039%なんですね。

これは、交通事故総合分析センターのデータの平成27年の死傷者数67万140人と、総務省統計局の日本の人口推計値をもとにした確率0.528%よりも低いものとなるんですね。

このデータだけ見ても、事故は中止の理由にはそれほどならないと思えるんですけども、こういった事故発生件数、交通事故発生件数より低いデータを踏まえても、安全面の確保という考えだったんでしょうかね。

また、確認なのですが、おりやくくりわなで捕まったイノシシの始末には主に銃を使うと思うんですけども、11月15日から2月15日の狩猟期間内は大丈夫なんですけれども、それ以外の期間は県の猟友会の射撃講習を受けなければ、始末に銃が使えませんが、それは今後も受けられるということなんでしょうか。受けられないのではないかという懸念の声も聞かれていますけれども、お答えいただければ。銃による始末が出来ないとすると、従事者が危険となりますので、受講は必至だと思います。

イノシシ棲み家撲滅対策事業ですが、すみかをきれいにすることで有効であると。それでしたら、もっと町として大いに広げていったらどうかと私は思うんですけども、そういうお考えはございますでしょうか。これ以上ということもございます。

それで、総合運動公園ですけども、成果は上がっているし、町民に届いていないのが問題だと町長もわかっていらっしゃるようなので、それほど申し上げませんが。

先日の農林商工祭ですが、総合運動公園での開催でしたけれども、1年ぶりですし、張り切って行ったわけですけども、何か皆さん、あれ、ちょっと人が少ないかなと。出店者も減ったと。それはちょっと、大いによろしくないのではないかと。

そういった弊害も出ておりますので、そこはきちんとしていただきたいというか、新しいサッカー場も出来ますけれども、こういったことがあるから、町民ははっきり言って不満もあるし、どうなんだという声もまだあります。

それですから、運営さんはこれ以上に、町長が思う以上に大きな成果を上げないと、町民の納得というか理解は得られないと思います。ですから、そういうところをしっかりと行政として指導なり何なりしていただきたいと思います。

スマートウェルネスタウンですけども、オリーブの加工場ということで、房総を中心としたオリーブの拠点にしたいと。大きなことでよろしいんですけども、総合運動公園もそうなんですけれども、まず第一に、公共性の高いものはいかに多くの町民の利益につながるようにするのが大事だと思うんですね。ご存じだとは思いますが。

ここの施設は主にオリーブと。それで、休閑期は他のものを考えていきたいということで

すけれども、どんな団体が使用可能なんでしょうか、その加工施設は。

それで、オリーブというと、現在睦沢町は1団体しか思い浮かびませんが、何か町長が今、さらっと言ったところによると、軌道に乗って来たら広めたいみたいなことを言っていましたけれども、その1団体しか今のところ利用しないということによろしいんでしょうか。

11月に鹿児島県日置市に、オリーブの先進地ということで視察に行きましたけれども、同じ年数でも睦沢町と比べると、向こうのほうが気候がよろしいのか、向こうのほうが大きいんですよね。そういうのを見てしまうと、睦沢町の苗、育ちがもしかして悪いのかなと、本当に加工所に見合うだけの、もうじき始まりますけれども、収量を確保出来るのかという懸念を持っているんですけれども。

日置市のほうですと、日置市のほうは官民一体となって苗をいろんなところに植えて、事業として立派にやっていたらいいんですけど、それでもやっぱりちょっと足りないから海外から輸入するというスタイルでした。

ですから、鹿児島県より条件が悪い睦沢町で、果たして期待するだけのオリーブがとれるのか。それこそ、加工所の費用対効果の点から期待出来るものなのか、町としての見解を伺いたいと思います。

それで、サンプスギですね。とりあえず深刻なものは見られなかったということは、一応は見たということによろしいんでしょうかね。それで、深刻ではないと。安全であるならば問題はないんですけれども、広域農道の森長橋付近にも溝腐病で罹病している木があるので、ご覧になってはいかがかなと思ったんですけれども、ちゃんと見ていただいたのなら結構でございます。

それでは、とりあえず3点の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、イノシシの銃の関係でございますが、直近、鴨川で猿と間違っ
て人間を撃ってしまったという悲惨な事件が近くでございました。

そういうことで、議員がおっしゃるとおり確率としては非常に低いんですが、やはりそういうものが近くであったと。その場合に、町は何も対策していないのかと、本当にそれでいいのかということをおっしゃった場合にどうなのかなというようなことから、発生率としては非常に低いということは重々承知をしておるし、従事者にとっても自分たちがやはり責任あるということで、そこら辺は十分注意しながらやっているということも十分承知しております。

しかしながら、町としてもお願いする立場として、少し様子を見たいなど。

その後に議員がおっしゃったように、ではくくりわなでやったときに、最終的に銃でしとめないとこれを出来ない。箱の場合、やりで出来るんですね。ところが、くくりわなのものは自由になっていますから、やりでやろうと思ったほうが逆にやられてしまうということが十分考えられます。

そうすると、本末転倒になってしまうというようなことから、実は猟友会とも色々、担当課長、協議をしていただきまして、一時期それが出来ないのではないかというお話がありました。しかしながら、担当課長の努力によりまして、今、郡の猟友会長とも協議を進めておりまして、会長の了解を得たようでございますが、最終的には郡の役員会に諮って正式決定をするということで、今までどおり講習を受けられるという方向に進んでおるといふふうに報告を受けております。

また、そのように、ただ、私、一つ問題があるのは、一方農林部で実施隊という制度を作りながら、それが受けている者が出来ないというのは不合理があるということで、これについては県に厳重に申し入れをしながら、そういうものをしながら、両方出来るという、本来県がそういう講習会はやるべきことになっておりますので、県がたまたま全部委託しているようでございますが、この辺については制度の改正を強くまた望んでいきたいなど。

それで、従事してくれる人には、やはり最善の方法で皆さんが困っているものを駆除してくれるわけでございますので、最善策をとって参りたいというふうに考えているところでございます。

総合運動公園の関係でございますけれども、これは私、先程ちょっと触れたように、以前指定管理をしておりましたふれあいと、新しい指定管理のパークむつざわ、これらがそれぞれの役割分担をきちんと定めた中で、定めておりますけれども、それが十分に発揮することによって、最大の効果を発揮するというふうに思っております。

まだ私の目に見えているところ、あるいは報告の中では、それぞれがそれぞれの講習会を、お互いの協議の場を持って進めてもらっているようでございますが、まだ私が聞く中ではそれぞれが100%発揮していないのではないかと。ちょっとそごがあったり、少し遠慮をしていたりということで、まだそれぞれが50%ずつ位かなと私自身の評価はしております。これがそれぞれが100%地力を発揮するということになれば、議員がおっしゃっているような効果が十分に出て来るのかな。

ただ、先程言ったように、時間だとか数だとかといったのは、先程言ったとおりなんです

が、先程言ったような両方の団体がそれぞれの力を発揮することによって、住民が実感をしてくれるのではないかなというふうな、私の実感を持っているところでございます。

それから、スマートウェルネスタウン内の加工施設でございますけれども、それこそ皆さんご承知のとおり、やはり農家の方たちはなかなか新しいことに手を出すというのは臆病といえますか、そういう傾向があるのかなと。

私も農政を10年位やっておりましたが、なかなか新しいことには手を出さない。誰かが成功すれば、見て、でも成功するかどうかじっと見ているんですね。おお、うまくいったな、これは出来るかな、これだったら俺も出来るかな、いや、わけわからない役場の職員がやたらとやったって危ないよというのが大体のところだと思っております。

そのようなことから、先程申し上げましたように一定の成果を見た中で、こういう形が実際にあります、おたくの畑でこうでしたということを出しながら、一般農家にも本当にいいものであれば広めて参りたいなと。そうすることによって、睦沢全体で、千葉県の房総オーリーブ、睦沢だよという形になったらいいのかな。

ということで、今、それを主体的に進めている団体においては、もう既に搾油機を千葉県融資のもとに、ヨーロッパのほうから取り寄せておるといってお話も伺っております。そうすることによって、その搾油機を睦沢で生産した方それぞれが、皆さんが使えるという形になっていくのかなという認識を持っております。

ということで、是非今やっている方々には成功をおさめていただいて、これが睦沢の農家の皆さん、あるいはリタイヤした、あるいはお年寄りも手軽に、そんなに手間はかからないけれども出来るよという形になっていけたらいいのではないかなと。

そういう面において町も下支えをしながら、あるいは一般町民に、一般農家にとということになれば、それなりの制度も考えながら、普及を進めて参りたいなというふうに思いますので、議員もよろしくご指導をお願いしたいと思います。

それから、溝腐病についてでございますが、議員おっしゃられたところは、もしかするとあの畑の近辺の杉かなという憶測はしておりました。

ということで、赤道についてはなるべく地元の方のご協力をいただければ、あるいはまた個人の木であれば個人の責任もあるんですが、ただ先程申し上げましたように、道路通行上の問題については、当然、道路管理者の瑕疵ということになりますので、またそこら辺についてはご相談をしながら進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 痛ましい事故があったということで、そういうことも考えると、何かあった場合、何をしているんだと言われるのではないかと。そういった事故、心配みたいですが、すけれども、何かあったらというのも、恐れを知らない町長にしては後ろ向きな感じだなと思うんですけれども、いつもの勢いはどこに行ったんでしょうか。

いったんやめますと、伊原議員も言っていたように、技術の継承なりそういったことが薄れていってしまうおそれもありますし、やっぱりきちんとした免許を持っている人が複数いたほうがいいという気はあるので、そういった方面、免許取得の助成ですとか推進ですとか、町としてそういったものも進めていく中で、やっぱり技術を継承していく、保全していくという意味で、そういう再開は必要じゃないかと私は思います。

長南町とか何百頭単位で捕まったとかいうお話を今、していましたが、睦沢町は53頭というお話でしたけれども、それで長柄や長南はもう自力でやろうという話もしているということですが、そうやって来ますと、イノシシ目線で申し上げるならば、銃声が響く土地にいるより、わなしかない、銃のない過ごしやすい快適な土地に引っ越そうかなと、私だったら思います。イノシシも命が惜しいですから、そう思うと思います。大多喜町などからも移って来る可能性も多大にあると思うんですけれども、その辺どうお考えなんでしょうか。

前に伊原議員もおっしゃっていましたが、3町の町長の合意で始めたことを、現町長は危ないということで中止を決定しました。でも、どこもメンバーはもう10人以下になって、人員が不足していて、今、町長がおっしゃったように、何とかそれでもやっ払いこうと努力しているということで、人口が減っていく中で、近隣町村とやっぱり助け合わなきゃいけないという面は出て来ると思うんですけれども、ですから、自分のところだけは安全を考えてやめたということでもなく、そういった方面からも猟友会の方々ともお話しして、銃の駆除の再開、緊密な連携が必要だと思うんですけれども、どうでしょうか。

それで、とりあえずスマートウェルネスタウンの加工所なんですけれども、ちょっと費用対効果としてはどうなんだろうという質問にはお答えいただかなかったんですけれども、お答えいただけますでしょうか。

それで、もう本当に限られた、今のところ、団体しか使わないということで、そうやって来ると、その団体のためだけのものなのかという、将来を見据えてのことですよと言ってもそう見えてしまうんですけれども、ですから、町長は成功してからと、農家さんはちょっと

臆病でと言っていましたけれども、日置市なんかですと農家じゃない方々が割と、庭の片隅であるとか空いている土地に植えて、ちょっとお小遣いを稼いでいるというお話も聞きました。そういった方面からのアプローチをしてもいいんじゃないでしょうか。日置市の市長は、ものがないのに箱を作ってもしようがないとおっしゃったそうです。

そういったことから、やっぱり早急に、ものをそろえるということに全力を尽くしたほうがいいのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それこそオリーブの加工につきましては、議会の皆さん、先進地視察ということでご視察されたということで、私もお誘いいただいたんですが、ちょっと他の行事で副町長に同行していただきました。そういうことで、先進的な取り組みをしていただきまして、誠にありがとうございました。

それこそオリーブについては、ある程度、実はオリーブの木を輸入する際に、一つ間が省略出来るのがどうも決定したようで、苗木が安く入って来ることが見えて来たようでございます。そういうことも含めて、これから広く一般町民にこれを広めて参りたいなど、議員おっしゃるとおりだなと。別に農家じゃなくても、屋敷が広ければ当然出来ることだし、そんなに労力が要るわけではない、収穫の際。

それにしても、ふだんの管理がということになるかと思いますが、通常の畑作物よりもずっと手軽に出来るのではないかなというふうに思いますので、もとの苗木が安くなって来たということも伺っておりますので、それらの補助制度等をとることによって、より一般の人たちが取り組みやすいのかなというふうに考えておりますので、是非前向きに取り組んで参りたいと。そうすることによって、加工施設が有益に運用出来るのかなと。

また、先程も言いましたようにオリーブだけではなくて、許可の関係もありますけれども、仕切りなどを作ることによって違うことも当然考えられますので、ジャム等を作っていく。実は、町内にもアイスクリームの業者がありますが、アイスクリームを作るにはやっぱりもとのジャムを作らなくちゃいけないということも伺っております。

試験的にアイスクリームを違う作物で作ったというお話も担当課から聞いておりますので、是非いろんな観点からこの加工所を有益な活用にしながら、投資に見合うようなものをとれるような形に持っていきたいというふうに思いますので、またご指導をよろしく願いたいと思います。

あと、イノシシでございますが、実はもともと3町の合同による駆除を問題があると出て

来たのは、実は議員の皆さんは睦沢町の町長が言うておりましたが、長柄町で非常に実施隊と職員の間トラブルがあつて、とてもこれじゃ出来ないという話の中から出て来ました。3町合同だけれども、これはもう長柄でやってられない、こんな形じゃ出来ないというようなことから、色々になって、そうこうしているうちに、先程言った近隣での事故が発生したというようなことから、では睦沢町ではそういうこともあると危険なので、わかりましたと。じゃ、3町合同は、そうやって皆さん言うんだったら諦めましょうかという話になりましたが、結果的に、実は長南、長柄についてはすごい頭数を捕獲しているということはそれだけ発生頭数というか、いる絶対数も多いのかなと思います。ですから、いろんな弊害を取り除きながら、単独でそれぞれ進めていったほうがより有効だという判断をしたようでございます。

ということで、いつの間にか気がついたら睦沢町だけ取り残されてしまったのかなという感もございまして、また議員おっしゃるように、技術の伝承という点においてはやはり考えなくてはいけないところがありますので、それと安全面という両立を図りながら、今後進めていければいいのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、イノシシがいっぱい出て来るということは、人間にとっては非常に敵対関係になりますので、これがほとんどいないほうがいいわけでございますので、そこら辺についても、そういった意味においては、遊休農地に先程出ていましたペアリングですね、そういうことで下がきれいになっていくということは非常に効果があるのかなと思いますので、そういうものも含めて、町としては出来ればイノシシ棲み家撲滅特別対策事業については県単事業でございますけれども、是非これは県に要望しながら枠を拡大していただきながら、町もこれに積極的に対応していきたいというふうに考えております。

先程も言いましたように、いろんな形で、要はすみかとなる場所を減らしていくということは非常に大きいのかなというふうに考えております。

また一方では、睦沢町、緑がいっぱいであつていいですねというお話の中で、出来れば新しい仕事を持っていきたいという話も一つ、二つ出て来ておりますので、そこら辺のところをまた見えて来たら、皆さんとご協議を進めながら、山の管理も出来ていけるようになったらいいのかなと。そうすることによって、イノシシがそこに住めないという体制を作れば、もう睦沢町ではとても餌がないし、あんなところに住めないという、イノシシ目線で考えたらそういう形になるのが一番かと思っておりますので、よろしくご指導お願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） これで、5番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

通告をされました一般質問は、全て終わりました。

以上で一般質問を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） それでは、日程第7、承認第1号 損害賠償額の決定及び和解に関する専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第1号 損害賠償額の決定及び和解に関する専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

平成30年9月9日、陸沢町北山田453番地の町有地（山林）において倒木が発生し、隣接する個人所有の墓地を一部破損させてしまいました。

原因は、台風を始めとする大雨や暴風の影響により、斜面の地盤が緩んでいたものでございます。

対応については、全国町村会総合賠償補償保険の第三者に対する財物の損害と認められ、墓石と灯籠の破損した部分の修理費、倒木の伐採費用、撤去費用合わせての損害賠償額38万9,209円をお支払いし、本件については和解をいたしました。

専決処分事項の指定について、第1条第1号の規定により、ご承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞお願いいたします。

伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 本件の文章の中に、賠償額の決定及び和解が成立とありますが、これは法廷による和解ということでしょうか。それと、金額は損害額の何%、何割かということをお伺いしたいと思います。

それで、損害賠償の責任が町にあるとすると、法的根拠はどういう事柄になるでしょう。

町長が先程おっしゃった法律かどうかわかりませんが、それをちょっと私、わからないんですが、私たちの知り得る限りでは、民法を私は理解していますけれども、故意、過失により債務不履行等の不法行為があった場合、あるいは相応の注意義務を怠った場合ということが、その責を問われる要件となります。

それと、今回の場合は自然災害ということでありまして、自然災害というものは通常賠償責任をとれない、とるにはとてもハードルが高いとされています。私はそのように感じますが、その辺ちょっと疑問がありますので、教えていただければと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） これは、法廷において決定を受けたというものではなくて、相互の和解によるものというものでございまして、先程ご説明しましたように、原因は台風を始めとする大雨や暴風の影響によるものではないのかなということで、台風だということで、いついつ倒れて、あの台風のときに倒れたというのがはっきりしているわけではございません。

ただ、倒木した木が町所有の木であるということは明白になりました。これは、最初誰の木だということで色々やったんですが、立ち会いの結果、間違いなく町所有の土地の木であるということが、近隣の人もその隣接の所有者にも立ち会いを求めまして、お互いにそういう確認に至ったというところから、そのものについて町の所有している木が倒れたので、その分について、お互いの了解の中で賠償したというものでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 金額の割合のことを聞かれています。

市原町長。

○町長（市原 武君） 金額については100%、私のほうで持たせていただいたということでございます。

○議長（市原重光君） 伊原議員。

○3番（伊原邦雄君） 通常考え方からすると、町が100%責任があるということであったんですが、要するにそれは、災害によって発生することが町で知り得ていたんでしょうか。それを管理を怠ったからそうなったんでしょうか。

それで、これはとても大切なことなんです。町の財産が個人の財産を侵害した場合には補償が受けられるけれども、民間だと民法の規定によって、自然災害の場合は大方が補償されません。これが悪い事例、よい事例、被害者にとってはよい事例になります。加害者にとっては、とてもあしき事例として今後運用されるのではないかと、これが懸念されるわけで

す。

注意義務を行ったから、やはりそれは発生したというふうにしないと、損害賠償をするお金は税金です。私たちが拠出しています、個々人が。それを使うのであれば、やはり町の責任を明確にして、こういう責任を問われるんだということを明確にしなければ、これはあつてはならないことだと思います。

ただ、私、今関さんをよく知っていますから、払っちゃいけないということはどうかと思いますけれども、その辺が今後の事例として、前例として語り継がれるとちょっとまずいのかなという気がいたします。これ、個人間であつたらもっともめます。法廷に持ち込んでも、多分これは否決されます。

そこにあるのが、法律の前の条理とか道徳であるとか温情、人情、そういったもので、じゃこの位は負担しようよと、そういったことはあるかもしれませんが、法律上、賠償責任を負うことはほとんどないはずです。今の私の拙い経験から申し上げることで。

それと、極端な例が、私の山林があります。その下にAさんの家がありました。地震と大雨のために山が崩れました。それで、Aさんの家が損害を受けました。そうした場合、山の持ち主が補償するのでしょうか。しなければならぬのでしょうか。これは多くの争い、争いまで行かないんですけれども、事例、過去にあつたんですが、それは責任は問われないと。見舞金その他ということであればということ。

ここにある損害賠償を決定したということでありましてけれども、町の責任があるから賠償したということが言われるのではないのでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員おっしゃるとおり、この辺については十分そういうことが想定されました。

そういった中で、町は全国町村会総合賠償補償保険に加入をしております。保険会社のほうに相談をかけながら、実際こういう問題でこうですと、被害額は幾らですといった中で、全国町村会総合賠償補償保険で損害と認められるという確約をとれたというようなことから、この保険で賠償するという和解をさせていただいたということで、これは保険会社のほうも承知しておりますので、その保険の範囲内ということにさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） いいですか。

伊原議員。

○3番（伊原邦雄君） 町は、被害を受ける場合には町の所有物からの、なるべく受けたいと。そういうことになっちゃう。

これが、町長、今後民間同士があった場合、それが前例とならないような、要するに配慮というものも当然必要ではないかと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先程申し上げましたように、町は財産をいっぱい持っておりますので、そのために全国町村会総合賠償補償保険に加入しております。

ということで、保険会社の意見を全面的に受け入れて、それでこの決定を町として決定させていただきました。

ですから、保険の範囲外だということになれば、それを町が身銭を払って出すということになれば、議員おっしゃることがあるのかなと思いますが、これは保険の範囲内ということで、同じような事例があれば、保険の範囲内で対応出来るというふうに思いますので、その場合にはそのまま対応させてもらう。

保険会社というのは、こういうことがもう通例でやっておりますので、その範囲内なのかという形をさせて、それを判断基準のもととさせていただきました。

ですから、それ以上のことはしたわけではないということは、申し添えておきたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

久我政史議員。

○4番（久我政史君） 町の弁護士がいますよね。町の弁護士がどういうことを言っているのか。

実は、私、知っている人が町の弁護士に聞いたら、ここが本当かどうか確認したいんだけど、公が何かあったときには弁償すると。私、個人の場合は自然災害は弁償しなくていいんだと。何かわかったような。

それで、保険にも入って、今、保険の話、一般の人、私も保険に入っておりませんし、その辺がどうなのか。私もいろんなことを言われる、たまたま山が少しあるので、切ってくれとかいろんなことを言われて、そういうところが私も、他の人に聞いてみる。

だから、町の弁護士はどういう。弁護士によっても、弁護士というのはみんな考えが違い

ますから、いいと言われたって弁護しなくちゃいけない人には弁護しますからね、こうなるとどうということになるのか、この辺を。

だから、私は言われたときにすぐ自然災害にならないだろうと、私の思っているところはね、なったら弁償、私はせざるを得ないと思っています、もういろんな面で。

ただ、だけれども、起こる前に、じゃそこを処理するかと。そうなる起こってからとなる。そうすると、いろんな孫とかの何かのときにそういうものが起こるかなと、100年後かなと、そのときには孫もいないからいいかとかと、そこまで考えちゃうけれども、それじゃ他の人を指導出来ないの、町の所有者の下に持っている人もいろんなことを言われるので、私は今のうちに、これは個人的な意見は、何か起こる前に刈ったほうがいいよ、切ったほうがいいよと、あなたが責任を持って他の孫に問題を起こさないようにしたほうがいいんじゃないかと、これは私の意見。

本当は、今、法的にどうのこうのと、ちょっとわからなかったけれども、その辺がどうなのかを聞いておけば、私も自信を持って指導出来ると。何か教えてもらえればと思います。

○議長（市原重光君） 教えてください。

市原町長。

○町長（市原 武君） 今回の事案は、町の物件がということで、町は全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますので、その保険の範囲内という形でございます。

個人については、町のほうでうんぬんするあれではありませんので、大変申し訳ありませんが、今回は全国町村会総合賠償補償保険、この範囲内で対応したというご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

（「個人の言うことはよくわからないということですね、今のね」の声あり）

○議長（市原重光君） 個人はあれですね。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 人的被害がなかったということで、不幸中の幸いだというふうに思っています。

ただ、問題は同地で同じような災害が再び及ぼす危険性はないかという点で、その同じ地域での木の配置状況を含めて、こうした対策はとられたのかということでありまして、今後同じようなことが同じところで起きる可能性。

それから、ハザードマップというのがあります。あれは浸水関係ですけれども、こうした倒木関係でとなってしまうと、結構これはかなり広い問題になって来てしまうので、私もそうしるとも言い切れないのですが、ただ、異常気象ですから長雨というのが続く可能性もあって、こういう問題が次から次にと起こってはまずいなという思いもするんですけれども、この辺の研究等はどのようにされていますか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 詳しいことは担当課長から説明いたしますけれども、今現在、浸水対策だとかそこら辺までやっとなって来ているというところで、それ以上のこの倒木の問題とかまでは、災害についてということとはしていない、そこまで手が届いていないというのが実情だというふうに理解しております。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 今のところの場所については、一応この木も見ておりますので、当面はないのかなというふうに思っております。

ただ、議員は他の場所でもそういう可能性があるのではないかということだと思っておりますが、先程の町長の答えと余り変わらないんですけれども、どこでどんな状況についているかというのを全ての所管が把握しているということは、今のところありません。

ただ、町の町有地のものがそういうふうな方にご迷惑を掛けた場合には、そういう事案があった場合には、今回同様、真摯に対応して参りたいというふうに、その方々とお話ししながら、町の出来る範囲でなるべく対応していきたいというふうに思います。

先程申し上げました、全国町村会の賠償保険の中で、が一番大きいんですが、保険を活用しながら真摯に対応していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 要するに、二つの面があるわけですよ。つまり、公有地、町の所属の問題での事故の問題と、それから民有地でのいろんな災害の可能性の問題があるわけですよ。

これは補償の問題ではなくて、安全性の問題ということで、そういうことが生じる可能性が、今の自然の激変の中である可能性があるといった場合に、やっぱり危ないと思った方が自主的に言ってもらって、どうするかという対応を含めて、前は確か何かやると県のいろんな補助がついてやれたわけですけれども、前に聞いたところ、なかなかそういう制度がない

ということでありますから。

問題は、補償するということもあるのかもしれないけれども、安全ということですから、実際に住んでいるところの問題をやっぴり優先的に、安全確認という指導をすれば、そういう考え方が必要ではないかなということなんです。いかがですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 安全確認をするということで、今、国では全ての対応が出来かねるといことが言われておりますね。じゃ、ダムを全部作ってそれだけのものが出るかと。それは出来かねない。

じゃ、どうするか。やっぱり人の命を最大限に守るということで、早く逃げる、どこに逃げたらいいかということ用最優先にするというような形で、災害は起きなければいいわけですが、今、異常気象でいろんな災害が起きております。その際に人間の死を招かない方法、どうやって逃げるかというものを第一にしております。

それにプラスして、なるべく逃げる時間を稼ぐためにどういう施設を作ったらいいかという方向に行っていると思います。そのような形でいかざるを得ないのかなと思います。

町としても、人命を最優先に、今後とも取り組んで参りたいと思っていますので、よろしくご指導お願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） いいですか。他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ありませんね。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 損害賠償額の決定及び和解に関する専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） それでは、日程第8、承認第2号 平成30年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第2号 平成30年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

補正額は40万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ45億6,608万3,000円といたしました。

本件につきましては、承認第1号で申し上げましたとおり、墓地の所有者には多大なるご迷惑をお掛けし、不利益を被らせ、供養などの日程もあることから、早急な対応が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 非常に細かい技術的な問題が聞きたいんですけども、38万9,200円ですから、千円単位でいえば39万円ということでもいいのかなと思ったんですけども、非常に細かくてもわからないんですけども、単純に考えると千円単位だから39万円でもいいわけで、この賠償金となっちゃうと、じゃ1,000円以上多く払うのかみたいなイメージになっちゃう。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 補正予算の段階で保険の会社とも話はしておりまして、その見積もりの額とかが上がっておりますが、その中で町の負担分も当然、全部、38万円ですけども、

その後補償の中で出来ない場合も一応考えておまして、その中でその分を乗せたという形で、ぴったりの形と言っちゃ変ですけども、上げさせていただいたところでございます。

そんなに特に大きなということはなかったんですが、そこら辺も加味して、その金額にさせていただきます。

○議長（市原重光君） いいですか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 他にないようですから、これから討論を省略し、採決に入ることになりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 平成30年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

ここで、2時40分まで暫時休憩といたします。

（午後 2時24分）

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時40分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第1号 睦沢町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 睦沢町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

毎年、本条例第4条第1項の規定により定例監査を6月及び11月に実施し、また地方自治法第233条第2項及び本条例第7条の規定により、決算の審査を8月上旬に実施しております。

6月に実施する定例監査と8月に実施する決算の審査は、その期間が近いため、審査内容の違いが、4月1日から出納の閉鎖期間である5月31日までの期間の出納のみの違いとなっております。

地方自治法第199条第4項の規定では、毎会計年度、少なくとも1回以上、期日を定めて普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に関する事務の管理を監査すると規定されておりますので、当該年度の4月から9月までの前期分をおおむね11月に、10月以降の後期分をおおむね8月に決算の審査と併せて実施しようとするものです。

なお、これ以外に監査の必要があると認める場合には、地方自治法第199条第5項及び本条例第5条の臨時監査の規定により、監査を実施いたします。

改正後の条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものです。

よろしく審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 今回の町長の説明と、この資料の第4条の直ったところで、定例監査を行うときはあらかじめやらなきゃいけないという、この条文だけ見たら年1回でもいいということになるんじゃないですか。今、町長の説明だと2回やりたいみたいなんだけれども、それはこの条文には反映していないんですが、回数がどういうというよりも、条文と町長の説明との関係はどうなんですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 従来は定例監査が2回、それとほとんどダブることで決算監査が1回。

それで、決算監査と定例監査がほとんど中身がダブっているんで、その1回分を、定例監査を1回だけにして、決算監査で代行出来ないでしょうか、そういうふうにさせてもらいたいということが監査委員のほうからございまして、協議の結果そういうことで、監査委員事

務局とも協議をした中で、実は私が総務課長をやっていたときも、前はまたもう少し時期がずれていたと思うんです。それを、ずらすことによって何とかなるかなということで、大分前だったと思いますが、そういうこともしたんですが、結果的に決算監査とほとんど変わらないので、定例監査を1回にして、決算監査で全部中身を見ていいんじゃないかということになりましたので、上程をさせていただきました。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 経験則的な考えからいうと、近隣ならどこでもいいんですけども、今の町長が今度やろうとするような方式をとっているところがあるんですか。また、そういうところでは、ほとんど問題が生じていないなら別にいいんですけども。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 近隣では、睦沢だけ2回やっている、他はみんな1回だったんだそうです。そこら辺も監査委員さんが会議の中でわかって、睦沢だけ何でこうなのかねという話の中から始まりましたので、そういうことでございます。

○議長（市原重光君） 他に。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ありません。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町監査委員条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第10、議案第2号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第2号 町道路線の廃止について、提案理由を申し上げます。

本路線は、上之郷地先大円寺境内地の中にありますが、このたび大円寺より、本路線の払い下げを受け、個人で境内地と一体に整備をしたい旨の申し出があったことから、払い下げを行うため、町道路線の廃止を行うものでございます。

廃止を行う町道776号線の起点は上之郷字山田原258番地1地先、終点は上之郷字山田原252番地先、幅員3.8メートルから6.5メートル、延長は59.3メートルになります。

ちなみに、これに隣接する個人の土地は他にはないことを確認しています。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これは、財産の問題ですから、そのところは厳密にしなきゃいけないと思うんです。

というのは、一つは、こういう場合は幾つかあると思うんですよ。例えば公的な土地として持っているのにはそぐわないと。それから、歴史的に本来私的なものを、前にありましたね、公地になった、お返ししますというような、そういう例の場合。それから、個人の私有地になるほうが住民の利便性を図れるというような、幾つかの場合があると思うんですけれども、この辺の私有地にしたほうが全体の利益のためになるという判断をしたものは何ですか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） お答えさせていただきます。

私有地にしたほうが利便性がいいということで、町道の廃止をして払い下げをするということなんですけれども、審議資料の中にあると思いますけれども、この道路については大円寺さんの本堂、庫裏、そして自宅ですかね、そちらのほうに入っていく道ということで、大

円寺さんとしてはお墓とか庫裏とかそういうものと一体として使いたいということでお話がありました。

その中でも、同意ということで、お寺の総代さん、あるいは上之郷区さん、また本人もそうですけれども、そちらからも同意を得ているということで、皆さん了解としているということの中で、今回廃止して払い下げをしていきたいということでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 公有地ですと誰でも入れるという、厳密に言うのですよ。私有地になった場合は、規制をかけられることもあり得るということになると思うんだけど、その辺は、今ちょっと近隣の方の同意もいただいていると、つまり檀家だとか近隣住民の合意を得ているということと、その辺は宗教的な関係の施設ですから、利便性がちょっとひど過ぎて制限されるということも考えられないだろうという理解でいいのかな。別に私、一応聞いたほうがいい。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） そのとおりだと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 町道路線の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第11、議案第3号 平成30年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第3号 平成30年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、389万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ45億6,997万5,000円としました。

歳出の主な内容についてご説明いたします。

2款1項1目一般管理費は、郵送物送付記録つきや内容証明といった特殊郵便での送付が増加したことにより追加いたしました。

6目企画費は、地区集会施設である長楽寺区中央団地コミュニティセンターのトイレ改修費を計上いたしました。

3款1項1目社会福祉総務費の人件費は、高齢者福祉の充実のため、主任ケアマネジャー1名を採用することから追加いたしました。また、郵送料は、災害時要援護者名簿の作成に当たり、避難行動要支援者からの同意を得るための文書発送等に係る経費を追加いたしました。

3款1項2目老人福祉費は、現在、養護老人ホームに入所している方の実績により追加いたしました。繰出金は、介護保険制度改正に伴う介護保険システムの改修のため、追加いたしました。

4款1項3目環境衛生費は、これまでの実績及び今後の支出も見込み、減額いたしました。

5款1項3目農業振興費の長生農業独立支援センターは、長生郡6町村と長生農協が連携し、管内の農業のさらなる発展の一環として、新規就農者の支援と定着を推進するため、長生郡6町村の合意により設立が決定いたしましたので、平成30年度分の負担金を新たに追加いたしました。

しかしながら、先程午前中、お昼ごろですか、長南町平野町長から電話連絡がございまして、今日、長南町議会が開催されているそうですが、修正動議が出された。この修正動議の

中身については、この補正予算、まさしく新規、長生農協の独立支援センターのことでございますが、これを外すという修正動議が全会一致で可決されたということで、長生郡内で一緒にやろうということが出来なくなったという謝りの電話がございました。

ということで、出来ればこの補正予算についてはこのまま通していただきたいなというふうに私は思っておりますが、執行に当たっては十分その辺を加味しながら、もしかすると3月に補正予算で、執行せずに減額ということもあり得るということがありますが、皆様のご理解をいただければというふうに感じております。

8款1項2目非常備消防費は、道路交通法の改正に伴い、当初予定していたポンプ自動車の更新を見送ったことによる、長生都市広域市町村圏組合負担金の減額が決定したため、減額いたしました。

8款1項5目災害対策費は、防災計画の内容精査、見直しを行うため、防災会議開催時の報酬を追加いたしました。また、台風による自主避難所にて使用した災害時用毛布のクリーニング代を追加いたしました。

9款4項1目子ども園管理費は、今年度園舎の増築をし、保育を始めたところですが、運営していく中で、園児が利用する通路が雨水により大変滑りやすく危険であることが発覚したことから、雨よけ取り付け工事を追加いたしました。

歳入につきましては、負担金、県支出金は各事業の特定財源とし、一般財源には普通地方交付税を充当いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

それでは、これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 先程の町道の廃止に関していえば、そこまで話が通っているのなら、こっちの歳入か何かに、無償じゃないでしょうか、入っていないんですか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 払い下げの歳入ということだと思います。

雑入ということで入ってくる、土地の売り払い収入ということで入るようになると思うんですけども、この廃止の議決をいただいて、その後に用途廃止をするわけでございます。その後に単価の決定をして、それで払い下げることなので、3月には載せていけるか

なというふうには思っております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） それから、文教施設ですけれども、だから新しく出来た保育室との間のところだというふうに思うんですけれども、確かにちょっとそのところだけ雨よけのあれがないので、そこにやろうというんでしょうけれども、設計段階とか何かで出来ないような技術的な何かがあったんですか。それとも、具体的にはどういう取り付けでやろうということでしょうか。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 既存の園舎と増築の園舎のつなぎの部分の通路のところの屋根の途切れている部分から、雨が降ったときに外通路に雨水が落ちるといような状況なんですけれども、こちらにつきましては運用を始めてからそういう状況が、園児が外に出る際に、また外通路が傾斜がございますので、園児の靴の履きかえのところにいつまでも水がたまっているような形になりまして、運用を始めてから気がついた状況でございます。

実際にその対応といたしましては、固定式のテントの設置を予定しております。枠組みを四方と中央の2本のパイプでつなぎまして、既存の柱を使用いたしまして、天幕は耐久性のあるものということで防炎シートを使用して対応しようということでございます。

色々と検討したところで、この方法が一番最善の方法ということで結論に達して、予算要求をさせていただくものでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 専門家が設計するわけですから、素人ならわからないと言ってもいいんですけれども、専門家なんだから、すみません、ここはちょっとこういう問題も起きそうですよと、大体家を作るとかそういうときに交渉するときに、業者のほうか、もうかりたいということもあるかもしれませんが、こっちのほうがいいですよとかという場合もあるんですけれども、実際のほうはついていてるわけで、ついていない箇所に空間が生じるということは、素人なら別ですよ、専門家の人が提案をしてくれるようなその位のことはやってもよかったですんじゃないかなという気もするんですよ。

それと、一時的なものなんですか、これ、耐用年数的にいうと。そうすると、何年かたつとまたこうやらなきゃいけないとなっちゃうということで。金額はこの程度だから、何年かたって取りかえでもいいのかもしいんだけれども、ちょっとそのところが、業者の方との打ち合わせがどうなっていたのかなと思います。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきたいと思いますが、当初園舎の増築ということで発注をさせていただきました。

これについては、設計から建設までということで、一つの業者が請け負ったわけですが、部屋から部屋に行く通路の中については、これは屋根がついていて水が入って来ないと。外の部分については、この部分は当初から想定をしていなかったということで、設計に反映されていなかったということなので、これは町のほうとしてそこまで想定が出来なかったということで、町の若干の落ち度があったのかなというふうには思っております。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） そのテントのシートでございますけれども、防災シートということで、5年位の耐久性はあるというふうに見込んでおります。シートが劣化したら、シートをまた交換するということになるかと思っております。

○議長（市原重光君） 他に。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 消防費ですが、ここで道路法ということで減額。

要は、3分団3部、上市場の消防ポンプが来年にということで、今の20歳の方々の免許証では、現状の消防車が運転出来ないという状況になっての見送りだと思いますが、ここについては大変消防団のなり手不足と、また国のほうでは道路法、交通の免許のやつをまた戻すとか戻さないとかそんな話も出ていて、この案件に関しては各部にポンプ車が配車されると、約20年乗り続けなければいけないものですので、また新たに検討に入ると思うんですけれども、そこら辺、情報を密に出していただいて、変な買い物をしちゃったと言われることのないように、是非行政のほうも消防のほうに、ある情報は出していただきたいと思っておりますので、そこら辺の情報を出していただけかどうかの確認というか、よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） ご質問の上市場の消防車の関係なんですけれども、平成29年3月12日に道路法改正、中型免許の区分が入ったということで、今、議員がおっしゃったとおりのことになります。

こうなったときに、新規入団員を募集する中で、今の免許で駄目だとか、そういうのを取らなければ入れないということであるので、消防担当課長会議等で話をさせていただきました。

た。法律上こうなったことでございますので、これには従わざるを得ないということでございます。

今あったとおり、消防、防災に関して力を入れようという中で、ちょっと逆行するような形になるということで、法律をなかなか変えるというのは難しいことだと思うんですが、担当者会議の中で話をし、また地区の各分団等の意見も聞きながら、その辺の意見を通していきたいと思います。

新しい動きがあれば、すぐ下のほうにもお話をさせていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（市原重光君） 他に。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ありません。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 平成30年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第12、議案第4号 平成30年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第4号 平成30年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は20万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8億1,658万5,000円といたしました。

歳出の主な内容についてご説明いたします。

国では、認定審査件数の増加に対応するため、平成30年4月に審査会の簡素化について、介護認定審査会運営要綱を改正したところです。この改正を受けて、認定審査会を共同設置している長生郡市広域市町村圏組合では、平成31年1月から簡素化を実施することとなりました。

このための広域のシステム改修に伴う認定審査会負担金及び町介護保険システムの改修費用を追加し、財源については、9款繰入金を充当しました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 国は簡素化というと、大体どんだんなるべく認定を少なくしようという流れがあるので、私は非常にそこは、簡素化とは何の簡素化だと、おまえのほうが簡素化しろよと言いたいんですが。

総務費のところの審査会の負担のほうですけども、これは具体的に認定を申請した数、それから認定された人数というのは、これ、ほとんど認定されているんですか。それから、それは今、増加というふうに言いましたけれども、これも増加をしているということの理解でよろしいんですか。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） 申請に対して、大体が認定はされているという状況でよろしいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 増えているか。

川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） 増加している傾向でございます。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ありません。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 平成30年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 追加日程第1、発議案第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

10番、中村義徳議員。

○10番（中村義徳君） 発議案第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書の提出について。

意見書案にあるとおり、憲法、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法のほか、障害者総合支援法では、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体、知的、精神の障害

を持つ障害者等が安心して日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、総合的な支援を行うよう規定されております。

また、千葉県では、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすことを目的として、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定しております。

よって、千葉県重度心身障害者医療費助成制度に、身体及び知的障害者と同等に精神障害者も対象とするよう要望するものです。

議員各位の格別なご理解を賜りますようお願いを申し上げ、提出者の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

質疑を行いますけれども、ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ありません。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり提出することに決定をいたしました。

ただいま議決されました意見書について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任願いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任されることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（市原重光君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第4回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時15分）